

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2016-517208
(P2016-517208A)

(43) 公表日 平成28年6月9日(2016.6.9)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
HO4M 3/00 (2006.01)	HO4M 3/00	B 5K067
HO4W 80/10 (2009.01)	HO4W 80/10	5K201
HO4W 48/18 (2009.01)	HO4W 48/18	
HO4M 3/42 (2006.01)	HO4M 3/42	C

審査請求 有 予備審査請求 有 (全 43 頁)

(21) 出願番号 特願2016-500892 (P2016-500892)
 (86) (22) 出願日 平成26年3月7日 (2014.3.7)
 (85) 翻訳文提出日 平成27年10月7日 (2015.10.7)
 (86) 国際出願番号 PCT/US2014/022012
 (87) 国際公開番号 W02014/164349
 (87) 国際公開日 平成26年10月9日 (2014.10.9)
 (31) 優先権主張番号 13/794,547
 (32) 優先日 平成25年3月11日 (2013.3.11)
 (33) 優先権主張国 米国 (US)

(71) 出願人 595020643
 クアアルコム・インコーポレイテッド
 QUALCOMM INCORPORATED
 アメリカ合衆国、カリフォルニア州 92
 121-1714、サン・ディエゴ、モア
 ハウス・ドライブ 5775
 (74) 代理人 100108855
 弁理士 蔵田 昌俊
 (74) 代理人 100109830
 弁理士 福原 淑弘
 (74) 代理人 100158805
 弁理士 井関 守三
 (74) 代理人 100194814
 弁理士 奥村 元宏

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 VOIPプロバイダを優先またはデフォルトVOIPプロバイダとして1組のVOIPネットワークと関係付け

(57) 【要約】

実施形態において、ボイスオーバーインターネットプロトコル (VoIP) 入札者は、VoIPプロバイダおよび/またはVoIPアクセスネットワークと交渉して、VoIPプロバイダをVoIPアクセスネットワーク (例えば、1組の特定のWiFi AP、非ローミングセルラアクセスネットワーク、等) に対する優先またはデフォルトVoIPプロバイダとして確立する。優先またはデフォルトVoIPプロバイダとして、VoIPアクセスネットワークは、VoIPアクセスネットワークを通してユーザ機器 (UE) にVoIPサービスを提供するようにも構成されている1つ以上の他のVoIPプロバイダと比較して、VoIPプロバイダを介してUEにVoIPサービスを提供するための優先の性能および/または契約条件 (またはVoIP機会) を与える。さらなる実施形態において、UEのうちの1つは、VoIPアクセスネットワークに接続して、VoIPアクセスネットワークを通してVoIPプロバイダを介してUEに利用可能である、優先の性能および/または契約条件を、UEのユーザにアドバタイズする。

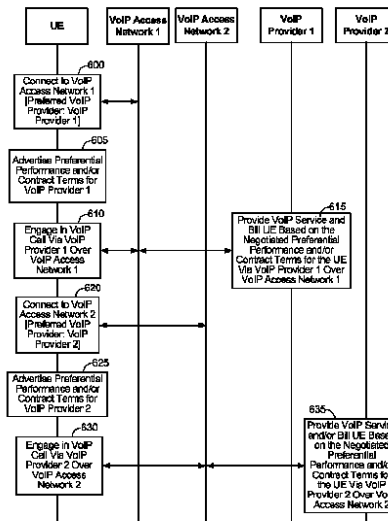


FIG. 6

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

複数のボイスオーバーインターネットプロトコル（V o I P）プロバイダによって提供される複数V o I Pサービスに加入するユーザ機器（U E）を動作させる方法において、

前記U Eが第1の組のV o I Pアクセスネットワークを通して動作している間、前記複数のV o I Pプロバイダのうちの第1のV o I Pプロバイダを、前記U Eに対する優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして関係付けることを含み、

前記第1のV o I Pプロバイダは、V o I P入札エンティティ、前記第1のV o I Pプロバイダおよび/または前記第1の組のV o I Pアクセスネットワーク間の交渉を介して、前記V o I P入札エンティティによって、前記優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして確立され、

前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークは、前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークを通して前記U EにV o I Pサービスを提供するように構成されている1つ以上の他のV o I Pプロバイダと比較して、前記第1のV o I Pプロバイダを介して前記U EにV o I Pサービスを提供するための第1の組の優先の性能および/または契約条件に關係付けられている方法。

【請求項 2】

前記U Eが、前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークに属する第1のV o I Pアクセスネットワークに接続されていると決定することと、

前記U Eが前記第1のV o I Pアクセスネットワークに接続されていると決定することに応答して、前記第1のV o I Pアクセスネットワークを通して前記第1のV o I Pプロバイダを介して前記U Eに利用可能である、前記第1の組の優先の性能および/または契約条件を、前記U Eのユーザに対してアドバタイズすることとをさらに含む請求項1記載の方法。

【請求項 3】

前記V o I P入札エンティティは、前記第1のV o I Pプロバイダ、前記U Eが加入するセルラキャリア、前記U Eが加入する所定のV o I Pアクセスネットワークおよび/または前記U Eのオリジナル機器製造者（O E M）に対応する請求項2記載の方法。

【請求項 4】

前記アドバタイズすることは、前記1つ以上の他のV o I Pプロバイダに關係付けられた1つ以上の他の組の性能および/または契約条件と關係付けて、前記第1の組の優先の性能および/または契約条件をアドバタイズする請求項2記載の方法。

【請求項 5】

前記U Eが第2の組のV o I Pアクセスネットワークを通して動作している間、前記複数のV o I Pプロバイダのうちの第2のV o I Pプロバイダを、前記U Eに対する前記優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして関係付けることと、

前記U Eが、前記第2の組のV o I Pアクセスネットワークに属する第2のV o I Pアクセスネットワークに接続されていると決定することと、

前記U Eが前記第2のV o I Pアクセスネットワークに接続されていると決定することに応答して、前記第2のV o I Pアクセスネットワークを通して前記第2のV o I Pプロバイダを介して前記U Eに利用可能である、第2の組の優先の性能および/または契約条件を、前記U Eのユーザに対してアドバタイズすることとをさらに含み、

前記第2のV o I Pプロバイダは、別のV o I P入札エンティティ、前記第2のV o I Pプロバイダおよび/または前記第2の組のV o I Pアクセスネットワーク間の交渉を介して、前記別のV o I P入札エンティティによって、前記優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして確立され、

前記第2の組のV o I Pアクセスネットワークは、前記第2の組のV o I Pアクセスネットワークを通して前記U EにV o I Pサービスを提供するように構成されている少なくとも1つの他のV o I Pプロバイダと比較して、前記第2のV o I Pプロバイダを介して前記U EにV o I Pサービスを提供するための前記第2の組の優先の性能および/または

10

20

30

40

50

契約条件に関係付けられている請求項 2 記載の方法。

【請求項 6】

前記第 1 の組の優先の性能および / または契約条件は、第 1 のレベルのサービス品質 (Q o S) を含み、

前記第 2 の組の優先の性能および / または契約条件は、前記第 1 のレベルの Q o S とは異なる第 2 のレベルの Q o S を含む請求項 5 記載の方法。

【請求項 7】

前記第 1 のレベルの Q o S は前記第 2 のレベルの Q o S よりも高く、

前記第 1 の組の V o I P アクセスネットワークは、 W i F i ベースの V o I P アクセスネットワークに関係付けられており、

前記第 2 の組の V o I P アクセスネットワークは、セルラベースの V o I P アクセスネットワークに関係付けられている請求項 6 記載の方法。

【請求項 8】

前記 U E が前記第 1 の V o I P アクセスネットワークに接続されている間、 V o I P 通話を開始する、前記 U E のユーザによる試行を検出することをさらに含む請求項 2 記載の方法。

【請求項 9】

前記アダプタイズすることは、前記検出に応答して実行される請求項 8 記載の方法。

【請求項 10】

前記 U E が前記第 1 の V o I P アクセスネットワークを通して動作している間、前記第 1 の V o I P プロバイダが前記 U E に対する前記優先またはデフォルト V o I P プロバイダであることに基づいて、前記検出に応答して、前記第 1 の V o I P プロバイダを通して取り次される V o I P 通話を管理するように構成されている V o I P クライアントアプリケーションが自動的に起動される請求項 8 記載の方法。

【請求項 11】

前記アダプタイズすることは、ユーザ選択可能なアイコンとともに、前記第 1 の組の優先の性能および / または契約条件を提示し、前記ユーザ選択可能なアイコンは、前記ユーザによって選択される場合、前記第 1 の V o I P プロバイダを通して取り次される V o I P 通話を管理するように構成されている V o I P クライアントアプリケーションを起動する請求項 2 記載の方法。

【請求項 12】

前記第 1 の組の優先の性能および / または契約条件は、前記第 1 の V o I P プロバイダによる減少された V o I P 請求レート、セルラキャリアネットワークによる減少されたデータレート課金および / またはサービス品質 (Q o S) を含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 13】

前記第 1 の組の V o I P アクセスネットワークは、 (i) 前記 U E が加入するセルラキャリアネットワーク、 (i i) 前記 U E の O E M、または、 (i i i) 前記第 1 の V o I P プロバイダ、により制御される、および / または、との契約上の合意のもとで制御される、 V o I P アクセスネットワークに対応する請求項 1 記載の方法。

【請求項 14】

前記第 1 の組の V o I P アクセスネットワークは、 W i F i ネットワークおよび / または広域ネットワーク (W A N) ネットワークを含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 15】

前記第 1 の組の V o I P アクセスネットワークは、セルラキャリアの無線アクセスネットワークの非ローミング部分に対応し、

前記セルラキャリアの無線アクセスネットワークのローミング部分に対応する第 2 の組の V o I P アクセスネットワークは、前記第 1 の組の優先の性能および / または契約条件に関係付けられていない請求項 1 記載の方法。

【請求項 16】

ボイスオーバーインターネットプロトコル (V o I P) 入札エンティティを動作させる

10

20

30

40

50

方法において、

所定のV o I Pプロバイダおよび/または1組のV o I Pアクセスネットワークと交渉して、前記所定のV o I Pプロバイダを前記1組のV o I Pアクセスネットワークに対する優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして確立することを含み、

前記1組のV o I Pアクセスネットワークは、前記1組のV o I Pアクセスネットワークを通して1組のユーザ機器(U E)にV o I Pサービスを提供するように構成されている1つ以上の他のV o I Pプロバイダと比較して、前記所定のV o I Pプロバイダを介して前記1組のU EにV o I Pサービスを提供するための1組の優先の性能および/または契約条件に関係付けられている方法。

【請求項17】

前記1組のU Eに対して、前記1組の優先の性能および/または契約条件を配信することをさらに含む請求項16記載の方法。

【請求項18】

前記配信することは、前記1組のU Eの製造中に生じる請求項17記載の方法。

【請求項19】

前記配信することは、前記1組のU Eが配備された後に生じる請求項17記載の方法。

【請求項20】

前記V o I P入札エンティティは、前記所定のV o I Pプロバイダ、前記1組のU Eが加入するセルラキャリアネットワーク、前記1組のU Eが加入する所定のV o I Pアクセスネットワークおよび/または前記1組のU Eのオリジナル機器製造者(O E M)に対応する請求項16記載の方法。

【請求項21】

前記1組の優先の性能および/または契約条件は、前記所定のV o I Pプロバイダによる減少されたV o I P請求レート、セルラキャリアネットワークによる減少されたデータレート課金および/またはサービス品質(Q o S)を含む請求項16記載の方法。

【請求項22】

前記1組のV o I Pアクセスネットワークは、W i F iネットワークおよび/または広域ネットワーク(W A N)ネットワークを含む請求項16記載の方法。

【請求項23】

前記1組のV o I Pアクセスネットワークは、(i)前記1組のU Eによって加入されるセルラキャリアネットワーク、(i i)前記1組のU EのO E M、または、(i i i)前記所定のV o I Pプロバイダ、により制御される、および/または、との契約上の合意のもとで制御される、V o I Pアクセスネットワークに対応する請求項16記載の方法。

【請求項24】

前記1組のV o I Pアクセスネットワークは、セルラキャリアの無線アクセスネットワークの非ローミング部分に対応し、

前記セルラキャリアの無線アクセスネットワークのローミング部分に対応する異なる組のV o I Pアクセスネットワークは、前記1組の優先の性能および/または契約条件に関係付けられていない請求項16記載の方法。

【請求項25】

複数のボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)サービスにアクセスするように構成されているユーザ機器(U E)を動作させる方法において、

複数の優先V o I P機会を記憶させ、前記複数の優先V o I P機会のそれぞれは、所定のデータアクセスプロバイダと、関係付けられたV o I Pサービスと、前記所定のデータアクセスプロバイダを介して前記関係付けられたV o I Pサービスを利用するために利用可能な条件とを示すことと、

前記U Eが第1のデータアクセスプロバイダに接続されていると決定することと、

前記決定に回答して、前記第1のデータアクセスプロバイダを示す少なくとも1つの優先V o I P機会を識別することと、

前記第1のデータアクセスプロバイダに接続されている間に、前記識別された少なくとも

10

20

30

40

50

も1つの優先V o I P機会に関係付けられたV o I Pサービスを利用することをユーザが選択する場合、少なくとも、利用可能な前記識別された少なくとも1つの優先V o I P機会によって示される前記条件を、前記U Eのユーザに対して提示することを含む方法。

【請求項26】

前記提示することは、前記第1のデータアクセスプロバイダを介して前記U Eに利用可能である少なくとも1つの他のV o I Pサービスに関係付けられた少なくとも1つの追加の1組の条件を、前記U Eのユーザに対して提示することさらに含む請求項25記載の方法。

【請求項27】

前記少なくとも1つの他のV o I Pサービスは、前記複数のV o I P機会のうちの少なくとも1つの中の前記第1のデータアクセスプロバイダに関係付けられている請求項26記載の方法。

10

【請求項28】

前記少なくとも1つの他のV o I Pサービスは、前記複数のV o I P機会のうちの少なくとも1つの中の前記第1のデータアクセスプロバイダに関係付けられていない請求項26記載の方法。

【請求項29】

前記U Eが第2のデータアクセスプロバイダに接続されていると決定することと、
前記U Eが第2のデータアクセスプロバイダに接続されているとの決定に応答して、前記第2のデータアクセスプロバイダを示す1つ以上の優先V o I P機会を識別することと

20

、
前記第2のデータアクセスプロバイダに接続されている間に、前記識別された1つ以上の優先V o I P機会に関係付けられたV o I Pサービスを利用することを前記ユーザが選択する場合、少なくとも、利用可能な前記識別された少なくとも1つの優先V o I P機会によって示される前記条件を、前記U Eのユーザに対して提示することとをさらに含む請求項25記載の方法。

【請求項30】

複数のボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)プロバイダによって提供される複数V o I Pサービスに加入するユーザ機器(U E)において、

前記U Eが第1の組のV o I Pアクセスネットワークを通して動作している間、前記複数のV o I Pプロバイダのうちの第1のV o I Pプロバイダを、前記U Eに対する優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして関係付ける手段と、

30

前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークに接続する手段とを具備し、

前記第1のV o I Pプロバイダは、V o I P入札エンティティ、前記第1のV o I Pプロバイダおよび/または前記第1の組のV o I Pアクセスネットワーク間の交渉を介して、前記V o I P入札エンティティによって、前記優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして確立され、

前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークは、前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークを通して前記U EにV o I Pサービスを提供するように構成されている1つ以上の他のV o I Pプロバイダと比較して、前記第1のV o I Pプロバイダを介して前記U EにV o I Pサービスを提供するための第1の組の優先の性能および/または契約条件に関係付けられているU E。

40

【請求項31】

ボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)入札エンティティにおいて、

前記V o I P入札エンティティ、所定のV o I Pプロバイダおよび/または1組のV o I Pアクセスネットワーク間の通信を確立する手段と、

前記所定のV o I Pプロバイダおよび/または前記1組のV o I Pアクセスネットワークと交渉して、前記所定のV o I Pプロバイダを前記1組のV o I Pアクセスネットワークに対する優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして確立する手段とを具備し、

前記1組のV o I Pアクセスネットワークは、前記1組のV o I Pアクセスネットワー

50

クを通して1組のユーザ機器(UE)にV o I Pサービスを提供するように構成されている1つ以上の他のV o I Pプロバイダと比較して、前記所定のV o I Pプロバイダを介して前記1組のUEにV o I Pサービスを提供するための1組の優先の性能および/または契約条件に関係付けられているV o I P入札エンティティ。

【請求項32】

複数のボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)サービスにアクセスするように構成されているユーザ機器(UE)において、

複数の優先V o I P機会を記憶させ、前記複数の優先V o I P機会のそれぞれは、所定のデータアクセスプロバイダと、関係付けられたV o I Pサービスと、前記所定のデータアクセスプロバイダを介して前記関係付けられたV o I Pサービスを利用するために利用可能な条件とを示す手段と、

10

前記UEが第1のデータアクセスプロバイダに接続されていると決定する手段と、

前記決定に応答して、前記第1のデータアクセスプロバイダを示す少なくとも1つの優先V o I P機会を識別する手段と、

前記第1のデータアクセスプロバイダに接続されている間に、前記識別された少なくとも1つの優先V o I P機会に関係付けられたV o I Pサービスを利用することをユーザが選択する場合、少なくとも、利用可能な前記識別された少なくとも1つの優先V o I P機会によって示される前記条件を、前記UEのユーザに対して提示する手段とを具備するUE。

【請求項33】

20

複数のボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)プロバイダによって提供される複数V o I Pサービスに加入するユーザ機器(UE)において、

前記UEが第1の組のV o I Pアクセスネットワークを通して動作している間、前記複数のV o I Pプロバイダのうちの第1のV o I Pプロバイダを、前記UEに対する優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして関係付けるように構成されている論理を具備し、

前記第1のV o I Pプロバイダは、V o I P入札エンティティ、前記第1のV o I Pプロバイダおよび/または前記第1の組のV o I Pアクセスネットワーク間の交渉を介して、前記V o I P入札エンティティによって、前記優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして確立され、

30

前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークは、前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークを通して前記UEにV o I Pサービスを提供するように構成されている1つ以上の他のV o I Pプロバイダと比較して、前記第1のV o I Pプロバイダを介して前記UEにV o I Pサービスを提供するための第1の組の優先の性能および/または契約条件に関係付けられているUE。

【請求項34】

ボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)入札エンティティにおいて、

所定のV o I Pプロバイダおよび/または1組のV o I Pアクセスネットワークと交渉して、前記所定のV o I Pプロバイダを前記1組のV o I Pアクセスネットワークに対する優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして確立するように構成されている論理を具備し、

40

前記1組のV o I Pアクセスネットワークは、前記1組のV o I Pアクセスネットワークを通して1組のユーザ機器(UE)にV o I Pサービスを提供するように構成されている1つ以上の他のV o I Pプロバイダと比較して、前記所定のV o I Pプロバイダを介して前記1組のUEにV o I Pサービスを提供するための1組の優先の性能および/または契約条件に関係付けられているV o I P入札エンティティ。

【請求項35】

複数のボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)サービスにアクセスするように構成されているユーザ機器(UE)において、

複数の優先V o I P機会を記憶させるように構成され、前記複数の優先V o I P機会の

50

それぞれは、所定のデータアクセスプロバイダと、関係付けられたV o I Pサービスと、前記所定のデータアクセスプロバイダを介して前記関係付けられたV o I Pサービスを利用するために利用可能な条件とを示す論理と、

前記U Eが第1のデータアクセスプロバイダに接続されていると決定するように構成されている論理と、

前記決定に回答して、前記第1のデータアクセスプロバイダを示す少なくとも1つの優先V o I P機会を識別するように構成されている論理と、

前記第1のデータアクセスプロバイダに接続されている間に、前記識別された少なくとも1つの優先V o I P機会に関係付けられたV o I Pサービスを利用することをユーザが選択する場合、少なくとも、利用可能な前記識別された少なくとも1つの優先V o I P機会によって示される前記条件を、前記U Eのユーザに対して提示するように構成されている論理とを具備するU E。

10

【請求項36】

その上に記憶されている命令を含む非一時的コンピュータ読取可能媒体において、

複数のボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)プロバイダによって提供される複数V o I Pサービスに加入するユーザ機器(U E)によって実行されるとき、命令は前記U Eに動作を実行させ、

前記命令は、

前記U Eに、前記U Eが第1の組のV o I Pアクセスネットワークを通して動作している間、前記複数のV o I Pプロバイダのうちの第1のV o I Pプロバイダを、前記U Eに対する優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして関係付けさせる少なくとも1つの命令を含み、

20

前記第1のV o I Pプロバイダは、V o I P入札エンティティ、前記第1のV o I Pプロバイダおよび/または前記第1の組のV o I Pアクセスネットワーク間の交渉を介して、前記V o I P入札エンティティによって、前記優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして確立され、

前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークは、前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークを通して前記U EにV o I Pサービスを提供するように構成されている1つ以上の他のV o I Pプロバイダと比較して、前記第1のV o I Pプロバイダを介して前記U EにV o I Pサービスを提供するための第1の組の優先の性能および/または契約条件に関係付けられている非一時的コンピュータ読取可能媒体。

30

【請求項37】

その上に記憶されている命令を含む非一時的コンピュータ読取可能媒体において、

ボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)入札エンティティによって実行されるとき、命令は前記V o I P入札エンティティに動作を実行させ、

前記命令は、

前記V o I P入札エンティティに、所定のV o I Pプロバイダおよび/または1組のV o I Pアクセスネットワークと交渉して、前記所定のV o I Pプロバイダを前記1組のV o I Pアクセスネットワークに対する優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして確立させる少なくとも1つの命令を含み、

40

前記1組のV o I Pアクセスネットワークは、前記1組のV o I Pアクセスネットワークを通して1組のユーザ機器(U E)にV o I Pサービスを提供するように構成されている1つ以上の他のV o I Pプロバイダと比較して、前記所定のV o I Pプロバイダを介して前記1組のU EにV o I Pサービスを提供するための1組の優先の性能および/または契約条件に関係付けられている非一時的コンピュータ読取可能媒体。

【請求項38】

その上に記憶されている命令を含む非一時的コンピュータ読取可能媒体において、

複数のボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)サービスにアクセスするように構成されているユーザ機器(U E)によって実行されるとき、命令は前記U Eに動作を実行させ、

50

前記命令は、

前記UEに、複数の優先VoIP機会を記憶させるための少なくとも1つの命令、前記複数の優先VoIP機会のそれぞれは、所定のデータアクセスプロバイダと、関係付けられたVoIPサービスと、前記所定のデータアクセスプロバイダを介して前記関係付けられたVoIPサービスを利用するために利用可能な条件とを示すと、

前記UEに、前記UEが第1のデータアクセスプロバイダに接続されていると決定させるための少なくとも1つの命令と、

前記決定に応答して、前記UEに、前記第1のデータアクセスプロバイダを示す少なくとも1つの優先VoIP機会を識別させるための少なくとも1つの命令と、

前記第1のデータアクセスプロバイダに接続されている間に、前記識別された少なくとも1つの優先VoIP機会に関係付けられたVoIPサービスを利用することをユーザが選択する場合、前記UEに、少なくとも、利用可能な前記識別された少なくとも1つの優先VoIP機会によって示される前記条件を、前記UEのユーザに対して提示させるための少なくとも1つの命令とを含む非一時的コンピュータ読取可能媒体。

【発明の詳細な説明】

【発明の背景】

【0001】

1. 発明の分野

[0001]

本発明の実施形態は、ボイスオーバーインターネットプロトコル(VoIP)プロバイダを、優先またはデフォルトVoIPプロバイダとして1組のVoIPネットワークと関係付けることに関連する。

【0002】

2. 関連技術の説明

[0002]

ワイヤレス通信システムは、さまざまな世代を通して展開されており、さまざまな世代は、第1世代アナログワイヤレス電話サービス(1G)や、(暫定的2.5Gネットワークおよび2.75ネットワークを含む)第2世代(2G)デジタルワイヤレス電話サービスや、第3世代(3G)高速データ、インターネット可能ワイヤレスサービスや、第4世代(4G)サービス(例えば、ロングタームエボリューション(LTE)またはWiMax(登録商標))を含んでいる。現在、セルラおよびパーソナル通信サービス(PCS)システムを含む、多くの異なるタイプの使用されているワイヤレス通信システムが存在する。知られているセルラシステムの例は、セルラアナログアドバンスド移動体電話システム(AMPS)と、コード分割多元接続(CDMA)や、周波数分割多元接続(FDMA)や、時間分割多元接続(TDMA)や、TDMAのグローバルシステムフォーモバイルアクセス(GSM(登録商標))パリエーションに基づいているデジタルセルラシステムとを含んでいる。

【0003】

[0003]

現在、セルラプロバイダのデータネットワークを介してVoIPプロバイダ(例えば、iOS上のフェイスタイム、アンドロイド上のグーグルボイス、ウィンドウズフォン上のスカイプ、等)を使用することをユーザが選ぶとき、または、VoIPサービスをサポートする他のIPネットワーク(例えば、WiFi(登録商標)ホットスポット、等)を通してVoIPプロバイダを使用することによって、セルラネットワークを完全にバイパスすることをユーザが選ぶとき、上述のワイヤレス通信システムのいずれかを介してサービスを提供するセルラキャリア(例えば、スプリント、ベライゾン、AT&T、等)は、通信経験の制御を失う。同様に、オリジナル機器製造者(OEM)は、それらのデバイス上でVoIPプロバイダが使用されることに対してほとんど制御を有さない。

【概要】

【0004】

10

20

30

40

50

[0 0 0 4]

実施形態において、ボイスオーバーインターネットプロトコル（V o I P）入札者は、V o I Pプロバイダおよび/またはV o I Pアクセスネットワークと交渉して、V o I Pプロバイダを、V o I Pアクセスネットワーク（例えば、1組の特定のW i F i A P、非ローミングセルラアクセスネットワーク、等）に対する優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして確立する。優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして、V o I Pアクセスネットワークは、V o I Pアクセスネットワークを通してユーザ機器（U E）にV o I Pサービスを提供するように構成されている1つ以上の他のV o I Pプロバイダと比較して、V o I Pプロバイダを介してU EにV o I Pサービスを提供するための優先の性能および/または契約条件（またはV o I P機会）を与える。さらなる実施形態において、U Eのうちの一つは、V o I Pアクセスネットワークに接続し、そして、V o I Pアクセスネットワークを通してV o I Pプロバイダを介してU Eに利用可能である、優先の性能および/または契約条件を、U Eのユーザに対してアドバタイズする。

10

【図面の簡単な説明】

【 0 0 0 5 】

[0 0 0 5]

本発明の実施形態とそれに伴う多くの利点のより完全な理解は、添付の図面とともに考慮するとき、以下の詳細な説明を参照することによって同じものがより良く理解されるので、容易に得られるだろう。図面は、単に例示のために示されており、本発明を限定するものではない。

20

【図1】 [0 0 0 6] 図1は、本発明の実施形態にしたがった、ワイヤレス通信システムの高レベルシステムアーキテクチャを図示している。

【図2】 [0 0 0 7] 図2は、本発明の実施形態にしたがった、ユーザ機器（U E）の例を図示している。

【図3】 [0 0 0 8] 図3は、本発明の実施形態にしたがった、機能性を実行するように構成されている論理を含む通信デバイスを図示している。

【図4】 [0 0 0 9] 図4は、セルラキャリアネットワークおよび複数のV o I Pプロバイダに加入する所定のU Eに関して生じる従来の通話動作を図示している。

【図5】 [0 0 1 0] 図5は、本発明の実施形態にしたがった、1つ以上のボイスオーバーインターネットプロトコル（V o I P）入札者が、1組のV o I Pアクセスネットワークを通しての、少なくとも1つのV o I Pプロバイダに対する、優先の性能および/または契約条件を交渉する手順を図示している。

30

【図6】 [0 0 1 1] 図6は、本発明の実施形態にしたがった、所定のU Eによって、V o I Pセッションに携わるプロセスを図示している。

【図7A】 [0 0 1 2] 図7Aは、本発明の実施形態にしたがった、所定のU EにおけるV o I Pプロバイダアドバタイズスクリーンを図示している。

【図7B】 [0 0 1 3] 図7Bは、本発明の実施形態にしたがった、所定のU Eにおける別のV o I Pプロバイダアドバタイズスクリーンを図示している。

【図8A】 [0 0 1 4] 図8Aは、オペレーティングシステム（O S）によって確立されたデフォルトV o I PがV o I P通話に対して使用される従来のシナリオを図示している。

40

【図8B】 [0 0 1 5] 図8Bは、本発明の実施形態にしたがった、V o I Pプロバイダが特定のV o I Pアクセスネットワークと交渉して、そのV o I Pサービスの使用に動機を与えるように優先のサービスを提示する図5～図6の実行に基づいた使用のケースを図示している。

【詳細な説明】

【 0 0 0 6 】

[0 0 1 6]

本発明の態様は、本発明の特定の実施形態に向けられている以下の説明および関連する図面において開示されている。代替的な実施形態は、本発明の範囲から逸脱することなく

50

考案してもよい。加えて、本発明の周知の要素は、本発明の関連する詳細を曖昧にしないように、詳細に記述されないか、または、省略されるだろう。

【0007】

[0017]

「例として、事例として、あるいは実例として機能すること」を意味するために、言葉「例示的な」および/または「例」をここで使用する。「例示的な」ものとして、および/または、「例」として、ここで説明するいずれの実施形態も、他の実施形態と比較して、必ずしも、好ましいまたは効果的なものと解釈すべきではない。同様に、用語「本発明の実施形態」は、本発明のすべての実施形態が、議論した特徴、利点、または動作のモードを含むことを要求していない。

10

【0008】

[0018]

さらに、例えば、コンピューティングデバイスの要素によって実行されることになるアクションのシーケンスに関して多くの実施形態を説明する。ここで説明するさまざまなアクションは、特定回路（例えば、特定用途向け集積回路（ASIC））によって、1つ以上のプロセッサにより実行されているプログラム命令によって、または両方の組み合わせによって実行することができることが認識されるだろう。加えて、ここで説明するアクションのこれらのシーケンスは、コンピュータ読取可能記憶媒体の任意の形態内で完全に具現化されると考えることができ、コンピュータ読取可能記憶媒体は、実行される際、関係付けられたプロセッサにここで説明する機能を実行させる、その中に記憶された対応した組のコンピュータ命令を有する。したがって、本発明のさまざまな態様は多数の異なる形態で具現化してもよく、これらのすべては特許請求の範囲に記載の主題事項の範囲内であると企図されている。加えて、ここで説明する実施形態のそれぞれに対して、何らかのこのような実施形態の対応する形態は、ここでは、例えば、説明するアクションを実行「するように構成されている論理」と説明するかもしれない。

20

【0009】

[0019]

ここでユーザ機器（UE）として呼ばれているクライアントデバイスは、移動体または静的であってもよく、無線アクセスネットワーク（RAN）と通信してもよい。ここで使用されるように、用語「UE」は、「アクセス端末」または「AT」、「ワイヤレスデバイス」、「加入者デバイス」、「加入者端末」、「加入者局」、「ユーザ端末」またはUT、「移動端末」、「移動局」、およびこれらのパリエーションとして交換可能に呼ばれることがある。一般的に、UEはRANを介してコアネットワークと通信でき、コアネットワークを通して、UEはインターネットのような外部ネットワークに接続できる。もちろん、ワイヤードアクセスネットワーク、（例えばIEEE 802.11、等に基づく）WiFiネットワーク等を通してのような、コアネットワークおよび/またはインターネットに接続する他のメカニズムもUEに対して可能である。UEは、PCカード、コンパクトフラッシュ（登録商標）デバイス、外部または内部モデム、ワイヤレスまたはワイヤライン電話機、等を含む多数のタイプのデバイスのうちの任意のものによって具現化してもよいが、これらに限定されない。UEが信号をRANに送ることができる通信リンクは、アップリンクチャンネル（例えば、リバーストラフィックチャンネル、リバース制御チャンネル、アクセスチャンネル、等）と呼ばれる。RANが信号をUEに送ることができる通信リンクは、ダウンリンクまたはフォワードリンクチャンネル（例えば、ページングチャンネル、制御チャンネル、ブロードキャストチャンネル、フォワードトラフィックチャンネル、等）と呼ばれる。ここで使用するように、用語、トラフィックチャンネル（TCH）は、アップリンク/リバースリンクまたはダウンリンク/フォワードのトラフィックチャンネルのいずれかを指すことがある。

30

40

【0010】

[0020]

図1は、本発明の実施形態にしたがった、ワイヤレス通信システム100の高レベルシ

50

ステムアーキテクチャを図示している。ワイヤレス通信システム100は、UE1...Nを含んでいる。UE1...Nは、セルラ電話機、パーソナルデジタルアシスタント(PDA)、ページャ、ラップトップコンピュータ、デスクトップコンピュータ、等を含むことがある。例えば、図1において、UE1...2はセルラ通話電話機として図示され、UE3...5は、セルラタッチスクリーン電話機またはスマートフォンとして図示され、UE Nは、デスクトップコンピュータまたはPCとして図示されている。

【0011】

[0021]

図1を参照すると、UE1...Nは、エアインターフェース104、106、108、および/または、ダイレクトワイヤード接続として図1中に示されている、物理通信インターフェースまたはレイヤを通して、(例えば、RAN120、アクセスポイント125、等のような)アクセスネットワークと通信するように構成されている。エアインターフェース104および106は、所定のセルラ通信プロトコル(例えば、CDMA、EVDO、eHRPD、GSM、EDGE、W-CDMA(登録商標)、LTE、等)に適合できる一方で、エアインターフェース108は、ワイヤレスIPプロトコル(例えば、IEEE802.11)に適合できる。RAN120は、エアインターフェース104、106のようなエアインターフェースを通してUEにサービスする複数のアクセスポイントを含んでいる。RAN120におけるアクセスポイントは、アクセスノードまたはAN、アクセスポイントまたはAP、基地局またはBS、ノードB、eノードB、等として呼ばれることがある。これらのアクセスポイントは、地上アクセスポイント(または地上局)、あるいは衛星アクセスポイントであることがある。RAN120は、コアネットワーク140に接続するように構成されている。コアネットワーク140は、RAN120によって担当されるUEと、RAN120または異なるRANによって全体として担当される他のUEとの間の回線切替(CS)通話をブリッジすることを含む、さまざまな機能を実行でき、インターネット175のような外部ネットワークとのパケット交換(PS)データの交換を取り次ぐこともできる。インターネット175は、(便宜上図1中に示していない)多数のルーティングエージェントおよび処理エージェントを含んでいる。図1において、インターネット175に直接接続されているとして(すなわち、WiFiまたは802.11ベースのネットワークのイーサネット(登録商標)接続を通してのような、コアネットワーク140からは離れて)、UE Nが示されている。これにより、インターネット175は、コアネットワーク140を介して、UE NとUE1...Nとの間のパケット交換データ通信をブリッジするように機能することができる。RAN120から分離されているアクセスポイント125も図1中に示されている。アクセスポイント125は、(例えば、Fios、ケーブルモデム、等のような光学通信システムを介して)コアネットワーク140とは無関係に、インターネット175に接続されてもよい。エアインターフェース108は、例において、IEEE802.11のような、ローカルワイヤレス接続を通してUE4またはUE5を担当してもよい。UE Nは、モデムまたはルータへのダイレクト接続のような、インターネット175へのワイヤード接続を有するデスクトップコンピュータとして示されており、モデムまたはルータは、例において、(例えば、ワイヤードおよびワイヤレス接続性の両方を有するWiFiルータに対する、)アクセスポイント125自体に対応できる。

【0012】

[0022]

図1を参照すると、インターネット175、コアネットワーク140、またはその両方に接続されているとして、サーバ170が示されている。サーバ170は、複数の構造的に別のサーバとして実現することができ、または、代替的に単一のサーバに対応してもよい。以下でより詳細にこれから説明するように、サーバ170は、コアネットワーク140および/またはインターネット175を介してサーバ170に接続できるUEに対して1つ以上の通信サービス(例えば、ボイスオーバーインターネットプロトコル(VOIP)セッション、プッシュ・ツー・トーク(PTT)セッション、グループ通信セッション

10

20

30

40

50

、ソーシャルネットワーキングサービス、等)をサポートするように構成されており、ならびに/あるいは、コンテンツをUEに提供(例えば、ウェブページダウンロード)するように構成されている。

【0013】

[0023]

図2は、本発明の実施形態にしたがった、UE(すなわち、クライアントデバイス)の例を図示している。図2を参照すると、UE200Aが通話電話機として図示され、UE200Bがタッチスクリーンデバイス(例えば、スマートフォン、タブレットコンピュータ、等)として図示されている。図2中に示すように、UE200Aの外部ケーシングは、技術的に知られているように、数あるコンポーネントのなかで、アンテナ205A、ディスプレイ210A、少なくとも1つのボタン215A(例えば、PTTボタン、電源ボタン、ボリューム制御ボタン、等)およびキーパッド220Aにより構成されている。また、UE200Bの外部ケーシングは、技術的に知られているように、数あるコンポーネントのなかで、タッチスクリーンディスプレイ205B、周辺ボタン210B、215B、220Bおよび225B(例えば、電源制御ボタン、ボリュームまたは振動制御ボタン、機内モードトグルボタン、等)、少なくとも1つのフロントパネルボタン230B(例えば、ホームボタン、等)により構成されている。UE200Bの一部として明示的に示されていないが、UE200Bは、UE200Bの外部ケーシングに組み込まれた1つ以上の外部アンテナおよび/または1つ以上の統合アンテナを含むことができ、WiFiアンテナ、セルラアンテナ、衛星位置システム(SPS)アンテナ(例えば、グローバルポジショニングシステム(GPS)アンテナ)、等を含むがこれらに限定されない。

10

20

【0014】

[0024]

UE200AおよびUE200BのようなUEの内部コンポーネントは、異なるハードウェアコンフィギュレーションにより具現化することができ、内部ハードウェアコンポーネントに対する基本的な高レベルUEコンフィギュレーションは、図2中にプラットフォーム202として示されている。プラットフォーム202は、最終的にコアネットワーク140、インターネット175、ならびに/あるいは、他の遠隔サーバおよびネットワーク(例えば、アプリケーションサーバ170、ウェブURL、等)から来るかもしれない、RAN120から送信されるソフトウェアアプリケーション、データおよび/またはコマンドを受信して、実行できる。プラットフォーム202は、RAN対話なしでローカルに記憶されているアプリケーションを独立して実行することもできる。プラットフォーム202は、トランシーバ206を含み、トランシーバ206は、特定用途向け集積回路(ASIC)208、または他のプロセッサ、マイクロプロセッサ、論理回路、または他のデータ処理デバイスに動作可能に結合されている。ASIC208または他のプロセッサは、ワイヤレスデバイスのメモリ212中の任意の常駐プログラムとインターフェースする、アプリケーションプログラミングインターフェース(API)210レイヤを実行する。メモリ212は、リードオンリーメモリまたはランダムアクセスメモリ(RAMおよびROM)、EEPROM(登録商標)、フラッシュカード、あるいは、コンピュータプラットフォームに共通の任意のメモリから構成することができる。プラットフォーム202は、メモリ212中でアクティブに使用されていないアプリケーションとともに他のデータを記憶できる、ローカルデータベース214も含むことができる。ローカルデータベース214は、典型的にフラッシュメモリセルであるが、技術的に知られているように、磁気媒体、EEPROM、光学媒体、テープ、ソフトまたはハードディスク、あるいはこれらに類するもののような、任意の2次記憶デバイスとすることができる。

30

40

【0015】

[0025]

したがって、本発明の実施形態は、ここで説明する機能を実行する能力を含むUE(例えば、UE200A、UE200B、等)を含むことができる。当業者によって認識されるように、さまざまな論理エレメントは、ここで開示する機能を達成するために、ディス

50

クリートエレメント、プロセッサ上で実行されるソフトウェアモジュール、または、ソフトウェアおよびハードウェアの任意の組み合わせにおいて具現化することができる。例えば、ASIC 208、メモリ 212、API 210 およびローカルデータベース 214 は、ここで開示するさまざまな機能を協同してロード、記憶、および実行するためにすべて使用してもよく、したがって、これらの機能を実行する論理は、さまざまなエレメントを通して分散させてもよい。代替的に、機能は、1つのディスクリートコンポーネントに組み込んでよい。したがって、図2中のUE 200A およびUE 200Bの特徴は、単なる例示であると考えるべきであり、本発明は、図示した特徴またはアレンジメントに限定されない。

【0016】

10

[0026]

UE 200A および / または UE 200B と RAN 102 との間のワイヤレス通信は、CDMA、W-CDMA、時分割多元接続 (TDMA)、周波数分割多元接続 (FDMA)、直交周波数分割多重 (OFDM)、GSM、あるいは、ワイヤレス通信ネットワークまたはデータ通信ネットワークにおいて使用される他のプロトコルのような、異なる技術に基づくことができる。上記で議論し、技術的に知られているように、音声送信および / またはデータは、さまざまなネットワークおよびコンフィギュレーションを使用して、RAN から UE に送信することができる。したがって、ここで提供する実例は、本発明の実施形態を限定することを意図したものではなく、単に、本発明の実施形態の態様の説明において支援するものである。

20

【0017】

[0027]

図3は、機能性を実行するように構成されている論理を含む、通信デバイス300を図示している。通信デバイス300は、上記で着目した通信デバイスのいずれかに対応することができる。UE 200A または UE 200B、RAN 120 の任意のコンポーネント、コアネットワーク140の任意のコンポーネント、コアネットワーク140 および / またはインターネット175 (例えば、サーバ170) に結合された任意のコンポーネント、等を含むがこれらに限定されない。したがって、通信デバイス300は、図1のワイヤレス通信システム100を通して1つ以上の他のエンティティと通信するように (または通信を促進するように) 構成されている任意の電子デバイスに対応できる。

30

【0018】

[0028]

図3を参照すると、通信デバイス300は、情報を受信および / または送信するように構成されている論理305を含んでいる。例において、通信デバイス300がワイヤレス通信デバイス (例えば、UE 200A または 200B、AP 125、BS、RAN 120 におけるノードB または eノードB、等) に対応している場合、情報を受信および / または送信するように構成されている論理305は、ワイヤレストランシーバおよび関係付けられているハードウェア (例えば、RFアンテナ、MODEM、変調器および / または復調器、等) のような、ワイヤレス通信インターフェース (例えば、ブルートゥース (登録商標)、Wi-Fi、2G、CDMA、W-CDMA、3G、4G、LTE、等) を含むことができる。別の例において、情報を受信および / または送信するように構成されている論理305は、ワイヤード通信インターフェース (例えば、シリアル接続、USB またはファイファイア接続、インターネット175にアクセスできるイーサネット (登録商標) 接続、等) に対応することができる。したがって、通信デバイス300がネットワークベースのサーバ (例えば、サーバ170、等) のいくつかのタイプに対応する場合、情報を受信および / または送信するように構成されている論理305は、例において、ネットワークベースのサーバをイーサネットプロトコルを介して他の通信エンティティに接続する、イーサネットカードに対応することができる。さらなる例において、情報を受信および / または送信するように構成されている論理305は、通信デバイス300がそのローカル環境を監視できる、感覚または測定ハードウェア (例えば、加速度計、温度センサ、光

40

50

センサ、ローカルRF信号を監視するためのアンテナ、等)を含むことができる。情報を受信および/または送信するように構成されている論理305はまた、実行されるとき、情報を受信および/または送信するように構成されている論理305の関係付けられているハードウェアがその受信機能および/または送信機能を実行できるようにする、ソフトウェアを含むことができる。しかしながら、情報を受信および/または送信するように構成されている論理305は、ソフトウェアだけに対応するのではなく、情報を受信および/または送信するように構成されている論理305は、ハードウェアに少なくとも部分的に依存して、その機能性を達成する。

【0019】

[0029]

図3を参照すると、通信デバイス300は、情報を処理するように構成されている論理310をさらに含んでいる。例において、情報を処理するように構成されている論理310は、少なくともプロセッサを含んでいる。情報を処理するように構成されている論理310によって実行することができる処理のタイプの例示的なインプリメンテーションは、決定を実行すること、接続を確立すること、異なる情報オプション間で選択すること、データに関連する評価を実行すること、通信デバイス300に結合されているセンサと対話して測定動作を実行すること、1つのフォーマットから別のフォーマットへ(例えば、.wmv から .avi、等のような異なるプロトコル間)情報を変換すること、等を含むが、これらに限定されない。例えば、情報を処理するように構成されている論理310中に含まれているプロセッサは、汎用プロセッサ、デジタル信号プロセッサ(DSP)、ASIC、フィールドプログラマブルゲートアレイ(FPGA)または他のプログラマブル論理デバイス、ディスクリートゲートまたはトランジスタ論理、ディスクリートハードウェアコンポーネント、あるいはここで説明する機能を実行するように設計されたこれらの任意の組み合わせに対応することができる。汎用プロセッサはマイクロプロセッサであってもよいが、代替実施形態では、プロセッサは、任意の従来プロセッサ、制御装置、マイクロ制御装置、または、状態機械であってもよい。プロセッサはまた、例えば、DSPとマイクロプロセッサとの組み合わせ、複数のマイクロプロセッサ、DSPコアとともに1つ以上のマイクロプロセッサ、または、他の何らかのこのようなコンフィギュレーション、であるコンピューティングデバイスの組み合わせとして実現してもよい。情報を処理するように構成されている論理310はまた、実行されるとき、情報を処理するように構成されている論理310の関係付けられているハードウェアがその処理機能を実行できるようにする、ソフトウェアを含むことができる。しかしながら、情報を処理するように構成されている論理310は、ソフトウェアだけに対応するのではなく、情報を処理するように構成されている論理310は、ハードウェアに少なくとも部分的に依存して、その機能性を達成する。

【0020】

[0030]

図3を参照すると、通信デバイス300は、情報を記憶させるように構成されている論理315をさらに含んでいる。例において、情報を記憶させるように構成されている論理315は、少なくとも非一時的メモリおよび関係付けられているハードウェア(例えば、メモリ制御装置、等)を含むことができる。例えば、情報を記憶させるように構成されている論理315中に含まれる非一時的メモリは、RAMメモリ、フラッシュメモリ、ROMメモリ、EPROMメモリ、EEPROMメモリ、レジスタ、ハードディスク、リムーバブルディスク、CD-ROM、または技術的に知られている他の何らかの形態の記憶媒体に対応することができる。情報を記憶させるように構成されている論理315はまた、実行されるとき、情報を記憶させるように構成されている論理315の関係付けられているハードウェアがその記憶機能を実行できるようにする、ソフトウェアを含むことができる。しかしながら、情報を記憶させるように構成されている論理315は、ソフトウェアだけに対応するのではなく、情報を記憶させるように構成されている論理315は、少なくとも部分的にハードウェアに依存して、その機能性を達成する。

10

20

30

40

50

【 0 0 2 1 】

[0 0 3 1]

図 3 を参照すると、通信デバイス 3 0 0 は、さらにオプション的に、情報を提示するように構成されている論理 3 2 0 を含んでいる。例において、情報を提示するように構成されている論理 3 2 0 は、少なくとも出力デバイスおよび関係付けられているハードウェアを含むことができる。例えば、出力デバイスは、ビデオ出力デバイス（例えば、ディスプレイスクリーンや、U S B、H D M I（登録商標）等のようなビデオ情報を伝えることができるポート）、オーディオ出力デバイス（例えば、スピーカや、マイクロフォンジャック、U S B、H D M I、等のようなオーディオ情報を伝えることができるポート）、振動デバイス、ならびに / あるいは、通信デバイス 3 0 0 のユーザまたはオペレータによって、出力のために情報をフォーマットできるまたは実際に情報を出力できる、他の何らかのデバイスを含むことができる。例えば、通信デバイス 3 0 0 は、図 2 中で示すような、U E 2 0 0 A または U E 2 0 0 B に対応し、情報を提示するように構成されている論理 3 2 0 は、U E 2 0 0 A のディスプレイ 2 1 0 A または U E 2 0 0 B のタッチスクリーンディスプレイ 2 0 5 B を含むことができる。さらなる例において、情報を提示するように構成されている論理 3 2 0 は、ローカルユーザを有さないネットワーク通信デバイス（例えば、ネットワークスイッチまたはルータ、サーバ 1 7 0 のような遠隔サーバ、等）のような、ある通信デバイスに対して省略することができる。情報を提示するように構成されている論理 3 2 0 はまた、実行されるとき、情報を提示するように構成されている論理 3 2 0 の関係付けられているハードウェアがその表示機能を実行できるようにする、ソフトウェアを含むことができる。しかしながら、情報を提示するように構成されている論理 3 2 0 は、ソフトウェアだけに対応するのではなく、情報を提示するように構成されている論理 3 2 0 は、少なくとも部分的にハードウェアに依存して、その機能性を達成する。

10

20

【 0 0 2 2 】

[0 0 3 2]

図 3 を参照すると、通信デバイス 3 0 0 は、さらにオプション的に、ローカルユーザ入力を受け取るように構成されている論理 3 2 5 を含んでいる。例において、ローカルユーザ入力を受け取るように構成されている論理 3 2 5 は、少なくともユーザ入力デバイスおよび関係付けられているハードウェアを含むことができる。例えば、ユーザ入力デバイスは、ボタン、タッチスクリーンディスプレイ、キーボード、カメラ、オーディオ入力デバイス（例えば、マイクロフォン、または、マイクロフォンジャック等のようなオーディオ情報を伝えることができるポート）、ならびに / あるいは、通信デバイス 3 0 0 のユーザまたはオペレータから情報を受け取ることができる他の何らかのデバイスを含むことができる。例えば、通信デバイス 3 0 0 は、図 2 中で示すような、U E 2 0 0 A または U E 2 0 0 B に対応する場合、ローカルユーザ入力を受け取るように構成されている論理 3 2 5 は、キーパッド 2 2 0 A、ボタン 2 1 5 A または 2 1 0 B から 2 2 5 B のいずれか、タッチスクリーンディスプレイ 2 0 5 B、等を含むことができる。さらなる例において、ローカルユーザ入力を受け取るように構成されている論理 3 2 5 は、ローカルユーザを有さないネットワーク通信デバイス（例えば、ネットワークスイッチまたはルータ、サーバ 1 7 0 のような遠隔サーバ、等）のような、ある通信デバイスに対して省略することができる。ローカルユーザ入力を受け取るように構成されている論理 3 2 5 はまた、実行されるとき、ローカルユーザ入力を受け取るように構成されている論理 3 2 5 の関係付けられているハードウェアが、その入力受取機能を実行できるようにするソフトウェアを含むことができる。しかしながら、ローカルユーザ入力を受け取るように構成されている論理 3 2 5 は、ソフトウェアだけに対応するのではなく、ローカルユーザ入力を受け取るように構成されている論理 3 2 5 は、少なくとも部分的にハードウェアに依存して、その機能性を達成する。

30

40

【 0 0 2 3 】

[0 0 3 3]

図 3 を参照すると、構成されている論理 3 0 5 から 3 2 5 は、図 3 において別々のまた

50

は別個のブロックとして示されているが、それぞれ構成されている論理がその機能性を実行するハードウェアおよび/またはソフトウェアは、部分的にオーバーラップできると認識されるだろう。情報を記憶させるように構成されている論理 3 1 5 によって記憶されているソフトウェアの動作に部分的に基づいて、構成されている論理 3 0 5 から 3 2 5 のそれぞれがそれらの機能性（すなわち、このケースにおいて、ソフトウェア実行）を実行できるように、例えば、構成されている論理 3 0 5 から 3 2 5 の機能性を促進するために使用される任意のソフトウェアは、情報を記憶させるように構成されている論理 3 1 5 に関係付けられた非一時的メモリに記憶することができる。同様に、構成されている論理のうちの 1 つに直接関係付けられているハードウェアは、時々、他の構成されている論理によって借りるまたは使用することができる。例えば、情報を処理するように構成されている論理 3 1 0 に関係付けられているハードウェア（すなわち、プロセッサ）の動作に部分的に基づいて、情報を受信および/または送信するように構成されている論理 3 0 5 がその機能性（すなわち、このケースにおいて、データの送信）を実行することができるように、情報を処理するように構成されている論理 3 1 0 のプロセッサは、情報を受信および/または送信するように構成されている論理 3 0 5 によって送信される前に、適切なフォーマットにデータをフォーマットすることができる。

10

【 0 0 2 4 】

[0 0 3 4]

一般的に、そうではないと明示的に述べられない限り、本開示全体を通して使用されるフレーズ「するように構成されている論理」は、少なくとも部分的にハードウェアにより実現される実施形態を実行することを意図したものであり、ハードウェアから独立したソフトウェアのみの実現をマッピングすることを意図したものではない。また、さまざまなブロックにおける、構成されている論理または「するように構成されている論理」は、特定の論理ゲートまたはエレメントに限定されるものではなく、（ハードウェア、または、ハードウェアとソフトウェアとの組み合わせ、のいずれかを介して）ここに説明する機能性を実行するための能力を一般に指していることが認識されるだろう。したがって、さまざまなブロックにおいて図示されている、構成されている論理または「するように構成されている論理」は、言葉「論理」を共有しているにもかかわらず、必ずしも論理ゲートまたは論理エレメントとして実現されるわけではない。さまざまなブロックにおける論理間の他の対話または協調は、以下でより詳細に説明する実施形態のレビューから、当業者に明らかになるだろう。

20

30

【 0 0 2 5 】

[0 0 3 5]

現在、セルラプロバイダのデータネットワークを介して V o I P プロバイダ（例えば、i O S 上のフェイスタイム、アンドロイド上のグーグルボイス、ウインドウズフォン上のスカイプ、等）を使用することをユーザが選ぶとき、または、V o I P サービスをサポートする他の I P ネットワーク（例えば、W i F i ホットスポット、等）を通して V o I P プロバイダを使用することによって、セルラネットワークを完全にバイパスすることをユーザが選ぶとき、上述のワイヤレス通信システムのいずれかを介してサービスを提供するセルラキャリア（例えば、スプリント、ベライゾン、A T & T、等）は、通信経験の制御を失う。同様に、オープンマーケットハンドセット（O M H）（すなわち、適切な S I M カードを挿入することによって、キャリアの制約なく、任意の互換性のあるキャリアネットワーク上でユーザが使用できる、アンロックされたデバイスとして販売される U E）のオリジナル機器製造者（O E M）は、それらのデバイス上で V o I P プロバイダが使用されることに対してほとんど制御を有さない。さらに、V o I P プロバイダ自身は、典型的に、V o I P プロバイダの加入者がその V o I P サービスへのアクセスを取得する、個々の V o I P アクセスネットワークに対してほとんど制御を有さない。

40

【 0 0 2 6 】

[0 0 3 6]

図 4 は、セルラキャリアネットワークおよび複数の V o I P プロバイダ（例えば、グー

50

グルボイス、フェイスタイム、スカイプ、等)に加入する所定のユーザ機器(UE)に関して生じる従来の通話動作を図示している。図4を参照すると、所定のUEは、セルラキャリアネットワーク(例えば、スプリント、ベライゾン、AT&T、等)を通して回線交換(CS)通話に携わっており400、セルラキャリアネットワークは、CS通話に対して、所定のUEのセルラキャリア加入に関係付けられた通話レートに基づいて、所定のUEに請求する405。いく分か後の時点で、所定のUEは、VoIPアクセスネットワーク1とも呼ばれるセルラキャリアネットワークを通してのVoIPプロバイダ2(例えば、スカイプ、グーグルボイス、フェイスタイム、等)を介したVoIP通話に携わり410、セルラキャリアネットワークは、VoIP通話に対して、所定のUEのセルラキャリア加入に関係付けられたデータレートに基づいて、所定のUEに請求し415、VoIP

10

プロバイダ2は、VoIP通話に対して、所定のUEのVoIPプロバイダ2へのVoIP加入に関係付けられた通話レートに基づいて、所定のUEに請求する420。いく分か後の時点で、所定のUEは、VoIPアクセスネットワーク2...N(例えば、WiFiアクセスポイント、第三者音声サービス、異なるセルラキャリア、等)のうちの1つを通じたVoIPプロバイダ1(例えば、スカイプ、グーグルボイス、フェイスタイム、等)を介しての別のVoIP通話に携わり425、VoIPプロバイダ1は、VoIP通話に対して、所定のUEのVoIPプロバイダ1へのVoIP加入に関係付けられた通話レートに基づいて、所定のUEに請求する430。

【0027】

[0037]

認識されるように、図4中のセルラキャリア、VoIPプロバイダ1およびVoIPプロバイダ2、所定のUEを製造したOEM(例えば、サムスン、モトローラ、ノキア、等)のいずれも、特定のVoIPアクセスネットワークに接続されるときに、特定のVoIPプロバイダを使用するように所定のUEに命令する立場に必ずしもない。したがって、本発明の実施形態は、OEMおよび/またはセルラキャリアと、1つ以上のVoIPアクセスネットワーク内で優先(またはデフォルト)VoIPプロバイダを確立するこれらのVoIPアクセスネットワークとの間の交渉(またはオークション)に向けられている。交渉(またはオークション)手順の一部として、優先の設定(例えば、サービス品質(QoS)のような性能レベルおよび/または値付けのような契約条件)を、優先またはデフォルトVoIPプロバイダに割り振ることができる。優先の設定は、交渉に参加した、OEMおよび/またはセルラキャリアに関係付けられたUEの加入者(または購入者)に対して利用可能にすることができる。上記の交渉手順の例は、図5に関して以下で提供する。

20

30

【0028】

[0038]

図5を参照すると、1組のVoIP入札者はそれぞれ、1つ以上のデータアクセスプロバイダ(DAP)との、制御および/または契約上の取り決めを交渉する500。DAPは、データネットワークアクセスを提供する任意のエンティティを含み、任意のエンティティは、セルラキャリア(例えば、ベライゾン、スプリント、等)、WiFiアクセスポイント(例えば、ポインゴおよび多くの小企業および公共図書館によって提供されるWiFiアクセスネットワークのような、任意の公的または私的のWiFiアクセスネットワーク)、または他の何らかのデータアクセスポイント(例えば、多くのホテルまたは他の企業とともにローカルケーブル会社で利用可能なワイヤードネットワーク)を含んでいる。VoIPアクセスネットワーク(またはDAP)は、ある程度のVoIPサービスへのアクセスをUEに提供できる任意のネットワークに対応すると理解して、DAPは代替的に「VoIPアクセスネットワーク」と呼ばれることがある。

40

【0029】

[0039]

VoIP入札者は、VoIP入札者の自身のVoIPサービス、または、別のVoIPプロバイダによって提供されるVoIPサービスであり得る、優先VoIPサービスを選

50

択するユーザまたは1組のユーザに対して優先の待遇を提示しようとする任意の当事者またはエンティティを含むことができる。このようなことから、V o I P入札者は、O M H O E M（例えば、サムスン、モトローラ、等）、任意の関心のあるD A PまたはV o I Pプロバイダとともに、特定のV o I Pサービスを促進することに関心のある他の何らかの当事者を含んでいてもよい。例えば、図5の500を参照すると、第1のV o I P入札者は、複数のW i F iホットスポットを配備したD A P（またはV o I Pアクセスネットワーク）であってもよい。別の例において、第2のV o I P入札者は、W i F iホットスポットの独立したオペレータ（例えば、ローカルケーブル会社または公共図書館、等）と共有使用の取り決めを結ぼうとするV o I Pプロバイダ等であってもよい。別の例において、第3のV o I P入札者は、別の市場またはテリトリ（例えば、公共図書館によって運営されるホットスポット）における、別のD A Pと取り決めを結ぶことにより、そのサービスを売ろうとするD A P（例えば、ポインゴ）であってもよい。各V o I P入札者のそれぞれは、異なる、オーバーラップしない組のD A P（またはV o I Pアクセスネットワーク）との、各V o I P入札者の制御および/または契約上の取り決めをセットアップすることができる。代替的に、2人以上のV o I P入札者に対する1組のD A Pは、（少なくとも部分的に）オーバーラップしてもよく、結果として、特定のD A Pに対して、1つより多いV o I Pプロバイダが優先されることがある。このケースにおいて、異なるV o I P入札者との関連に基づく異なる優先V o I Pプロバイダ設定を、または、2人以上のV o I P入札者との関連を有するU Eに対する特定のD A Pにおける、異なる層の優先設定を、異なるU Eに提供してもよい（例えば、スプリントが、グーグルボイスに対して優先のV o I Pパラメータをセットアップし、スカイプが、同じD A P上でスカイプ自身に対して優先のV o I Pパラメータを設定する場合、スカイプにも加入するスプリント加入者U Eは、優先のV o I Pパラメータの両方の組から利益を受けてもよい）。

10

20

30

40

50

【0030】

[0040]

500において、1組のV o I Pアクセスネットワーク（またはD A P）との、制御および/または契約上の取り決めを確立した後、V o I P入札者のそれぞれは、特定の組のV o I Pプロバイダに対する、それぞれのV o I P入札者に関係付けられたU E用の優先の性能および/または契約条件を交渉する505。例えば、第1のV o I P入札者（例えば、O E M、セルラキャリアまたはV o I Pプロバイダ）は、500からの第1の組のW i F iホットスポットを制御していてもよく、しきい値レベルのQ o Sで半額のスカイプV o I Pサービスを提示してもよく、第2のV o I P入札者は、第2の組のW i F iホットスポットに対する契約上の取り決めを取得して、その加入者または購入者にサービスを提供してもよく、それにより、第2の組のW i F iホットスポットは、Q o Sなし等の無料のグーグルボイスV o I Pサービスを提示する。

【0031】

[0041]

引き続き図5中の505を参照すると、別の例において、特定のV o I PプロバイダとV o I P入札者との間のパートナーシップが、V o I P I Dと電話番号のある程度の統合を含む場合（例えば、グーグルボイスとのスプリント、スカイプとのベライゾン、等）、優先の性能および/または契約条件は、「通常の」電話番号（例えば、V o I P I Dの代わりに、セルラ電話番号または固定電話番号）を使用して、低減された価格でまたはそれどころか無料でV o I P通話を許容することができる。さらなる例において、所定のV o I P入札者は、特定の地理的領域を担当するV o I Pアクセスネットワーク（またはD A P）内で優先の性能および/または契約条件を確立することを望むかもしれない。例えば、A T & Tは、データプラン残高を減らさない、非ローミング加入者のV o I P通話を許可することを決めてもよい。このケースにおいて、ネットワークにおいて動作しているとき、加入者のデータプランが空にならないように、A T & Tは、加入者がV o I P通話に対して特定のV o I Pプロバイダを使用するように促進することができる。

【0032】

[0 0 4 2]

図5を参照すると、特定のV o I Pアクセスネットワーク（またはD A P）に対する交渉に成功した組の優先の性能および／または契約条件は、「優先V o I P機会」と呼ばれてもよく、それにより、優先V o I P機会は、1組の優先の性能および／または契約条件が交渉されたV o I Pアクセスネットワーク（またはD A Pと）、交渉された組の優先の性能および／または契約条件を提示する関係付けられたV o I Pサービスと、交渉された組の優先の性能および／または契約条件自体（その特定のV o I PアクセスネットワークまたはD A P上で、関係付けられたV o I Pサービスを使用するために利用可能な条件と呼ばれることがある）と示す。

【 0 0 3 3 】

[0 0 4 3]

510において、成功したV o I P入札者は、その交渉された優先の性能および／または契約条件を1つ以上のターゲットUEに配信し、その後、ターゲットUEは、交渉された優先の性能および／または契約条件（または、「優先V o I P機会」）を記憶する。例において、O M H O E Mに対応するV o I P入札者に対して、交渉された優先の性能および／または契約条件をV o I P入札者が配信した1つ以上のターゲットUEは、O M H O E Mによって製造されたUEを含む。したがって、O M H O E Mがサムスンに対応する場合、サムスンは、そのUEに対して、サムスン製造UEに対する交渉された優先の性能および／または契約条件を提供してもよい。代替の例において、V o I Pプロバイダ（例えば、スカイプ、グーグルボイス、等）に対応するV o I P入札者に対して、交渉された優先の性能および／または契約条件は、V o I Pプロバイダのクライアントソフトウェアがダウンロードされる時、1つ以上のターゲットUEに配信することができる。したがって、スカイプの例において、交渉された優先の性能および／または契約条件は、1つ以上のターゲットUE上にダウンロード（または事前インストール）されるスカイプクライアントアプリケーションとともにパッケージングすることができる。別の例において、セルラキャリアネットワーク（例えば、スプリント、ベライゾン、等）に対応するV o I P入札者に対して、交渉された優先の性能および／または契約条件は、それぞれのセルラキャリアネットワークを通して、1つ以上のターゲットUEに配信することができる。

【 0 0 3 4 】

[0 0 4 4]

図6は、本発明の実施形態にしたがった、所定のUEによってV o I Pセッションに携わるプロセスを図示している。特に、図5のプロセスを実行し、所定のUEに関係付けられている少なくとも1つのV o I P入札者（例えば、所定のUEが加入している、V o I Pアクセスネットワーク、D A PまたはV o I Pプロバイダ、所定のUEを製造したO M H O E M、等）によって交渉された優先の性能および／または契約条件（または優先V o I P機会）が、所定のUEに供給されて、記憶されていると仮定している。

【 0 0 3 5 】

[0 0 4 5]

図6を参照すると、所定のUEはV o I Pアクセスネットワーク1（例えば、W i F i A P、セルラデータネットワーク、等のようなD A P）に接続している600。図6の実施形態において、V o I Pプロバイダ1が、V o I Pアクセスネットワーク1に対する（例えば、所定のUEに対する、特に、同じセルラキャリアに属するまたは同じO E Mによって製造されたUEのグループ、V o I Pプロバイダ1に加入しているUEのグループ、V o I Pアクセスネットワーク1にアクセスするすべてのUE、のいずれかに対する）優先V o I Pプロバイダであると仮定している。したがって、所定のUEは、V o I Pアクセスネットワーク1へのその接続を決定し、少なくとも1つのV o I P機会（例えば、V o I Pアクセスネットワーク1を通じた特定のV o I Pプロバイダに対する1組の優先の性能および／または契約条件）に関係付けられることになるV o I Pアクセスネットワーク1を識別し、その後、V o I Pプロバイダ1に関係付けられた優先の性能および／または契約条件を所定のUEのユーザにアダプタイズする605。例において、605では

10

20

30

40

50

、V o I Pプロバイダ1に關係付けられている優先の性能および/または契約条件は、図7 A中に示すようにアドバタイズすることができ、図7 Aでは、以下のように仮定されている。V o I Pアクセスネットワーク1はスターバックスW i F iホットスポットであり（スターバックスは、スカイプを使用するために特定のV o I P入札者とのW i F i共有構成を有しているとさらに仮定されている）、V o I Pプロバイダ1はスカイプであり、V o I Pプロバイダ2はグーグルボイスであり、（図6中に示されていない）V o I Pプロバイダ3はボネージである。図7 Aにおいて、優先V o I P機会は、V o I PアクセスネットワークまたはD A PとしてのスターバックスW i F i、優先V o I P機会に対する關係付けられたV o I Pサービスとしてのスカイプ、スターバックスW i F iを通してスカイプを利用するために利用可能な条件としてのスカイプ通話レートおよび性能条件、のインジケーションに対応する。

10

【0036】

[0046]

図7 Aにおいて、優先V o I Pプロバイダ（すなわち、スカイプ）のユーザ選択が、スカイプクライアントアプリケーションをそれぞれのUE上で起動させる一方で、非優先V o I Pプロバイダのうちのいずれかのユーザ選択が、非優先V o I PプロバイダのそれぞれのクライアントアプリケーションをUE上で起動させるように、アドバタイズされるV o I Pプロバイダを、ユーザ選択可能アイコンとして実現してもよい。図7 Aにおいて示すように、所定のUEがスターバックスW i F iに接続されている限り、グーグルボイスまたはボネージ（例えば、それぞれ毎分7セントおよび毎分10セント）とは対照的に、スカイプは優先の契約条件または通話レート（例えば、毎分2セント）が割り振られ、グーグルボイス（例えば、400 k p b sの保証ビットレート（G B R）Q o S）またはボネージ（例えば、Q o Sでない）と比較して、スカイプは優先の性能（例えば、800 k p b sのG B R Q o S）も割り振られる。したがって、所定のUEのユーザは、V o I Pアクセスネットワーク1に接続している間、必ずしも強いられないが、V o I Pプロバイダ1を使用する動機が与えられる。

20

【0037】

[0047]

図7 A中には示されていないが、所定のUEのユーザには、なぜ所定のUEはスカイプを介しての優先の性能レベルおよび値付けに対する資格が与えられているかに関してオプション的に通知されることもある。言い換えると、信用を築き、顧客感情を向上するように、スカイプを介しての優先の性能レベルおよび値付けを提供することにより、V o I P入札者（このケースにおいて、サムスン）は、エンドユーザにV o I P入札者を信用してもらいたいのである。したがって、サムスンが、V o I Pアクセスネットワーク1における優先のスカイプ条件をそのハンドセットに許可するためにV o I Pアクセスネットワーク1に支払いをしたV o I P入札者であった場合、所定のUEのユーザには、この事実（例えば、「サムスンによってスカイプセービングがあなたにもたらされた」、等）が通知されてもよい。

30

【0038】

[0048]

図6を参照すると、（例えば、所定のUEのユーザが、その現在のV o I P通話環境を認識して、V o I P通話を開始することを促進するまたは思いとどまらせることができるように）所定のUEが、V o I Pアクセスネットワーク1へのその接続を確立することに関連して、605のアドバタイズすることが生じ得る。（例えば、通話セットアップにおいて、ユーザがよりスマートな決定をして、V o I P通話性能を向上するおよび/またはV o I P通話課金を低減できるように）620において、所定のUEのユーザがV o I P通話のセットアップを試行することに対応して、アドバタイズすることがトリガされるように、605のアドバタイズすることが、通話セットアップシナリオに対応することに関連して、代替的に（または累積して）生じ得る。

40

【0039】

50

[0 0 4 9]

6 1 0 において、V o I P アクセスネットワーク 1 を通しての V o I P プロバイダ 1 を介して、所定の U E が V o I P 通話に携わり、V o I P プロバイダ 1 が、所定の U E に対する、優先の性能および / または契約条件に基づいて、V o I P サービスを所定の U E に提供し、所定の U E に請求する 6 1 5 と仮定する。例えば、図 7 A の例にしたがって 6 1 5 が実行される場合、スカイプサーバは、毎分 2 セントの通話レートに基づいて、V o I P 通話に対して所定の U E に課金しつつ、V o I P 通話の間、所定の U E に 8 0 0 k p b s の Q o S G B R を提供してもよい。

【 0 0 4 0 】

[0 0 5 0]

図 6 を参照すると、6 1 0 ~ 6 1 5 からの所定の U E の V o I P 通話が終了した後、少し経った時点で、所定の U E は、V o I P アクセスネットワーク 2 (例えば、異なる W i F i A P、等) に接続する。図 6 の実施形態において、V o I P プロバイダ 2 が、V o I P アクセスネットワーク 2 に対する (例えば、所定の U E に対する、特に、同じセルラキャリアに属するまたは同じ O E M によって製造された U E のグループ、V o I P プロバイダ 2 に加入している U E のグループ、V o I P アクセスネットワーク 2 にアクセスするすべての U E、のいずれかに対する) 優先 V o I P プロバイダであると仮定している。したがって、所定の U E は、V o I P アクセスネットワーク 2 へのその接続を決定し、少なくとも 1 つの V o I P 機会 (例えば、V o I P アクセスネットワーク 2 を通じた特定の V o I P プロバイダに対する 1 組の優先の性能および / または契約条件) に関係付けられることになる V o I P ネットワーク 2 を識別し、その後、所定の U E は、V o I P プロバイダ 2 に関係付けられた優先の性能および / または契約条件を所定の U E のユーザにアドバタイズする 6 2 5。例において、6 2 5 では、V o I P プロバイダ 2 に関係付けられている優先の性能および / または契約条件は、図 7 B 中に示されているようにアドバタイズすることができ、図 7 B では、以下のように仮定されている。V o I P アクセスネットワークはベライゾンが運営する W i F i ネットワークであり (ベライゾンはグーグルボイスに対する優先の設定を配信するための構成を有しているとさらに仮定されている)、V o I P プロバイダ 1 はスカイプであり、V o I P プロバイダ 2 はグーグルボイスであり、(図 6 中に示されていない) V o I P プロバイダ 3 はボネージある。図 7 B において、優先 V o I P 機会は、V o I P アクセスネットワークまたは D A P としてのベライゾン W i F i、優先 V o I P 機会に対する関係付けられた V o I P サービスとしてのグーグルボイス、ベライゾン W i F i を通じてグーグルボイスを利用するために利用可能な条件としてのグーグルボイス通話レートおよび性能条件、のインジケーションに対応する。

【 0 0 4 1 】

[0 0 5 1]

図 7 B において、優先 V o I P プロバイダ (すなわち、グーグルボイス) のユーザ選択が、グーグルボイスクライアントアプリケーションをそれぞれの U E 上で起動させる一方で、非優先 V o I P プロバイダのうちいずれかのユーザ選択が、非優先 V o I P プロバイダのそれぞれのクライアントアプリケーションを U E 上で起動させるように、アドバタイズされている V o I P プロバイダを、ユーザ選択可能アイコンとして実現してもよい。図 6 において示すように、所定の U E が、ベライゾンが運営する W i F i ネットワークに接続されている限り、スカイプまたはボネージ (例えば、それぞれ毎分 4 セントおよび毎分 1 0 セント) とは対照的に、グーグルボイスは優先の契約条件または通話レート (例えば、毎分 0 セント、すなわち無料) が割り振られ、スカイプ (例えば、Q o S でない)、または、ボネージ (例えば、Q o S でない) と比較して、グーグルボイスは優先の性能 (例えば、1 2 0 0 k p b s の G B R Q o S) も割り振られる。したがって、所定の U E のユーザは、V o I P アクセスネットワーク 2 に接続している間、必ずしも強いられないが、V o I P プロバイダ 2 を使用する動機が与えられる。

【 0 0 4 2 】

[0 0 5 2]

10

20

30

40

50

図7B中には示されていないが、所定のUEのユーザには、なぜ所定のUEはベライゾンWiFiホットスポットを介しての優先の性能レベルおよび値付けに対する資格が与えられているかに関してオプション的に通知されることもある。言い換えると、信用を築き、顧客感情を向上するように、グーグルボイスを介しての優先の性能レベルおよび値付けを提供することにより、VoIP入札者（このケースにおいて、ベライゾン）は、エンドユーザにVoIP入札者を信用してもらいたいのである。したがって、ベライゾンが、VoIPアクセスネットワーク2における優先のグーグルボイス条件をそのハンドセットに許可するために、VoIPアクセスネットワーク2を実現するように支払いをしたVoIP入札者である場合、所定のUEのユーザには、この事実（例えば、「ベライゾンによってグーグルボイスセービングがあなたにもたらされた」、等）が通知されてもよい。

10

【0043】

[0053]

図6を参照すると、605と類似して、（例えば、所定のUEのユーザが、その現在のVoIP通話環境を認識して、VoIP通話を開始することを促進するまたは思いとどまらせることができるように）所定のUEがVoIPアクセスネットワーク2へその接続を確立することに関連して、625のアドバタイズすることが生じ得る。（例えば、通話セットアップにおいて、ユーザがよりスマートな決定をして、VoIP通話性能を向上するおよび/またはVoIP通話課金を低減できるように）630において、所定のUEのユーザがVoIP通話のセットアップを試行することに応答して、アドバタイズすることがトリガされるように、625のアドバタイズすることが、通話セットアップシナリオに応答することに関連して、代替的に（または累積して）生じ得る。

20

【0044】

[0054]

630において、VoIPアクセスネットワーク2を通してのVoIPプロバイダ2を介して、所定のUEがVoIP通話に携わり、VoIPプロバイダ2が、所定のUEに対する、優先の性能および/または契約条件に基づいて、VoIPサービスを所定のUEに提供し、所定のUEに請求する635と仮定する。例えば、図7Bの例にしたがって635が実行される場合、グーグルボイスサーバは、所定のUEに課金をやめつつ（例えば、なぜなら図7B中に示されているグーグルボイスは、ベライゾンWiFiホットスポットを通しての無料サービスとなるため）、VoIP通話の間、所定のUEに1200kpbsのQoS GBRを提供してもよい。

30

【0045】

[0055]

認識されるであろうように、特定の優先の性能および/または契約要件に関して、図6に対する他の多数の潜在的なインプリメンテーションがあり、図7A~7Bは、2つの特定の例の単なる例示である。別の例において、VoIPアクセスネットワークは、（WiFiホットスポットとは対照的に）セルラキャリアネットワーク等に対応することができる。このケースにおいて、優先の性能および/または契約条件は、VoIPアクセスネットワークのクラス（例えば、セルラ、WiFi等）に部分的に基づいて、変化することができる。例えば、WiFiベースのVoIPアクセスネットワークと、より高いレベルのQoSを交渉することは、セルラベースのVoIPアクセスネットワークと比較して、VoIP入札者にとってより安いまたはより実用的であるかもしれない。また、別の例において、VoIP入札者は、VoIPアクセスネットワークまたはOMH OEMの代わりに、VoIPプロバイダに対応することができる。VoIPプロバイダ（すなわち、スカイプ）がVoIPプロバイダであるシナリオを、図8Bに関して以下に提供する。

40

【0046】

[0056]

50

図 8 A は、オペレーティングシステム (OS) (すなわち、アンドロイド) によって確立されたデフォルト V o I P プロバイダ (すなわち、グーグルボイス) が V o I P 通話に対して使用されている従来のシナリオを図示している。図 8 A において、第 1 の U E 8 0 0 A は、第 1 の A P 8 0 5 A によって担当され、第 2 の U E 8 1 0 A は、第 2 の A P 8 1 5 A によって担当されている。第 1 の U E 8 0 0 A および第 2 の U E 8 0 5 A は、それぞれアンドロイド OS デバイスであり、アンドロイド OS デバイスは、任意の V o I P 通話に対してグーグルボイスをデフォルト V o I P プロバイダとするように、グーグルによって構成されている。したがって、第 1 の U E 8 0 0 A および第 2 の U E 8 0 5 A は、スカイプサーバ 8 2 5 A とは対照的に、グーグルボイスサーバ 8 2 0 A によって取り次がれるグーグルボイス V o I P 通話に携わるように示されている。第 1 の U E 8 0 0 A および第 2 の U E 8 0 5 A の両方がスカイプ加入者であったとしても、例えば、スカイプは、アンドロイド OS デバイスへのターゲット方法において、その V o I P サービスの使用に動機を与える方法をほとんど有さない。

10

【 0 0 4 7 】

[0 0 5 7]

図 8 B は、図 5 ~ 図 6 の実行に基づく使用ケースを図示しており、V o I P プロバイダ (すなわち、スカイプ) は、その V o I P サービスの使用に動機を与えるように、特定の V o I P アクセスネットワークと交渉して、優先の性能を提示できる。図 8 B において、8 0 0 B から 8 2 5 B は、図 8 A の 8 0 0 A から 8 2 5 A に対応し、簡潔さのために、さらには説明しない。図 8 B において、アンドロイド OS U E 8 0 0 A およびアンドロイド OS U E 8 0 0 B は、グーグルボイス V o I P サービスの代わりに、スカイプ V o I P サービスを使用するように示されており、このアクションは、特定の V o I P アクセスネットワーク上の優先の V o I P 性能および / または契約条件の使用を介して促進され、優先の V o I P 性能および / または契約条件は、図 5 のプロセスを使用して、スカイプによって交渉され、図 6 のプロセスを使用して、実現することができる。

20

【 0 0 4 8 】

[0 0 5 8]

さまざまな異なるテクノロジーおよび技術のうちのいずれかを使用して、情報および信号を表してもよいことを、当業者は正しく認識するだろう。上記の説明全体を通して参照した、例えば、データ、命令、コマンド、情報、信号、ビット、シンボル、およびチップは、電圧、電流、電磁波、磁界または磁粒、光界または光粒、あるいはこれらの任意の組み合わせによって表してもよい。

30

【 0 0 4 9 】

[0 0 5 9]

さらに、ここに開示した実施形態に関連して説明した、さまざまな例示的な論理ブロック、モジュール、回路およびアルゴリズムステップを、電子ハードウェア、コンピュータソフトウェア、または両方の組み合わせとして実現してもよいことを、当業者は認識するだろう。ハードウェアおよびソフトウェアのこの互換性を明確に図示するために、さまざまな例示的なコンポーネント、ブロック、モジュール、回路およびステップを、一般的に、これらの機能性に関して上記で説明している。このような機能性が、ハードウェアまたはソフトウェアとして実現されるか否かは、全体的なシステムに課せられている特定のアプリケーションおよび設計制約に依存する。熟練者が、それぞれの特定のアプリケーションの方法を変えて、説明した機能性を実現するかもしれないが、このようなインプリメンテーションの決定は、本発明の範囲からの逸脱が生じるとして解釈されるべきではない。

40

【 0 0 5 0 】

[0 0 6 0]

ここで開示した実施形態に関連して記述した、さまざまな例示的な、論理ブロック、モジュール、および回路は、汎用プロセッサ、デジタル信号プロセッサ (DSP)、特定用途向け集積回路 (ASIC)、フィールドプログラマブルゲートアレイ (FPGA) または他のプログラマブル論理デバイス、ディスクリートゲートまたはトランジスタ論理、デ

50

ィスクリートハードウェアコンポーネント、または、ここで説明した機能を実行するように設計されているこれらの任意の組み合わせで実現しても、あるいは、実行してもよい。汎用プロセッサはマイクロプロセッサであってもよいが、代替実施形態では、プロセッサは、任意の従来のプロセッサ、制御装置、マイクロ制御装置、または、状態機械であってもよい。プロセッサはまた、例えば、DSPとマイクロプロセッサとの組み合わせ、複数のマイクロプロセッサ、DSPコアに関連する1つ以上のマイクロプロセッサ、または、他の何らかのこのようなコンフィギュレーションである、コンピューティングデバイスの組み合わせとして実現してもよい。

【0051】

[0061]

ここに開示した実施形態と関連して説明した方法、シーケンス、および/またはアルゴリズムは、ハードウェアで、プロセッサにより実行されるソフトウェアモジュールで、あるいは、2つを組み合わせたもので直接的に具現化してもよい。ソフトウェアモジュールは、RAMメモリ、フラッシュメモリ、ROMメモリ、EPROMメモリ、EEPROMメモリ、レジスタ、ハードディスク、リムーバブルディスク、CD-ROM、または技術的に既知である他の何らかの形態の記憶媒体中に存在してもよい。プロセッサが記憶媒体から情報を読み取ったり、記憶媒体に情報を書き込んだりできるように、例示的な記憶媒体はプロセッサに結合されている。代替において、記憶媒体は、プロセッサに統合されてもよい。プロセッサおよび記憶媒体はASIC中に存在してもよい。ASICは、ユーザ端末(例えば、UE)中に存在してもよい。代替において、プロセッサおよび記憶媒体は、ユーザ端末中にディスクリートコンポーネントとして存在してもよい。

10

20

【0052】

[0062]

1つ以上の例示的な実施形態において、説明した機能は、ハードウェア、ソフトウェア、ファームウェア、またはこれらの任意の組み合わせで実現してもよい。ソフトウェアで実現する場合、機能は、1つ以上の命令またはコードとしてコンピュータ読取可能媒体上に記憶されてもよく、あるいは、1つ以上の命令またはコードとしてコンピュータ読取可能媒体上に送信されてもよい。コンピュータ読取可能媒体は、1つの場所から別の場所へのコンピュータプログラムの転送を促進する任意の媒体を含む、コンピュータ記憶媒体および通信媒体の両方を含む。記憶媒体は、コンピュータによってアクセスできる任意の利用可能な媒体であってもよい。限定ではなく例として、このようなコンピュータ読取可能媒体は、RAM、ROM、EEPROM、CD-ROMまたは他の光ディスク記憶装置、磁気ディスク記憶装置または他の磁気記憶デバイス、あるいはコンピュータによってアクセスできる命令またはデータ構造の形態で所望のプログラムコードを運ぶまたは記憶するために使用できる他の何らかの媒体を含むことができる。また、任意の接続は、コンピュータ読取可能媒体と適切に呼ばれる。例えば、ソフトウェアが、ウェブサイトから、サーバから、あるいは、同軸ケーブル、ファイバ光ケーブル、撚り対、デジタル加入者線(DSL)、または赤外線や、無線や、マイクロ波のようなワイヤレス技術を使用している他の遠隔ソースから送信された場合、同軸ケーブル、ファイバ光ケーブル、撚り対、DSL、あるいは、赤外線や、無線や、マイクロ波のようなワイヤレス技術は、媒体の定義に含まれる。ここで使用したようなディスク(diskおよびdisc)は、コンパクトディスク(CD)、レーザーディスク(登録商標)、光ディスク、デジタル汎用ディスク(DVD)、フロッピー(登録商標)ディスク、およびブルーレイ(登録商標)ディスクを含むが、一般的に、ディスク(disk)は、データを磁氣的に再生する一方で、ディスク(disc)はデータをレーザによって光学的に再生する。上記の組み合わせもまた、コンピュータ読取可能媒体の範囲内に含まれるべきである。

30

40

【0053】

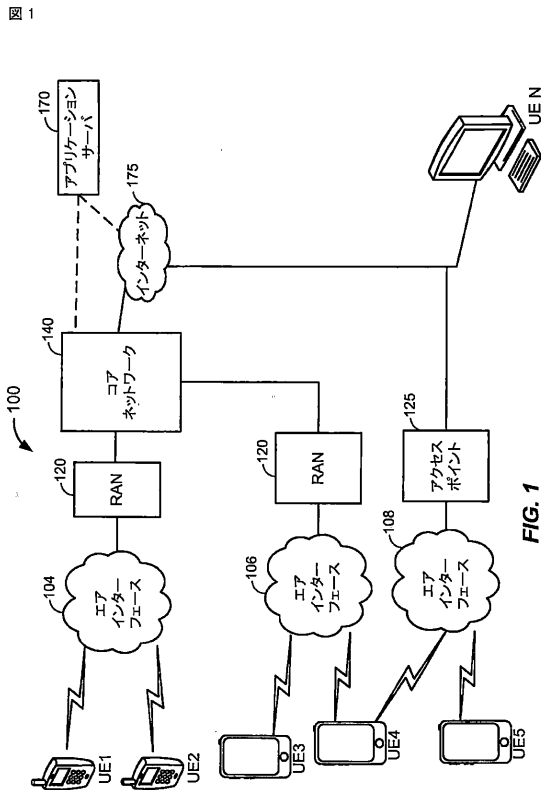
[0063]

上述の開示は、本発明の例示的な実施形態を示しているが、添付した特許請求の範囲によって規定したような本発明の範囲から逸脱することなく、ここでさまざまな変更および

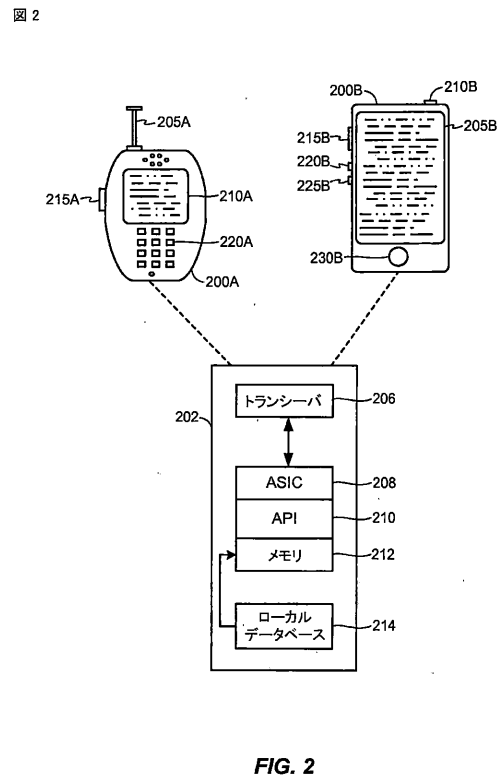
50

改良することができることに、留意すべきである。ここで説明した本発明の実施形態にしたがった機能、方法クレームのステップおよび/またはアクションは、何らかの特定の順序で実行される必要はない。さらに、本発明のエLEMENTは単数形で説明され、または、特許請求の範囲に説明されているが、単数形に対する限定が明示的に述べられない限り、複数形を企図している。

【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】

図 3

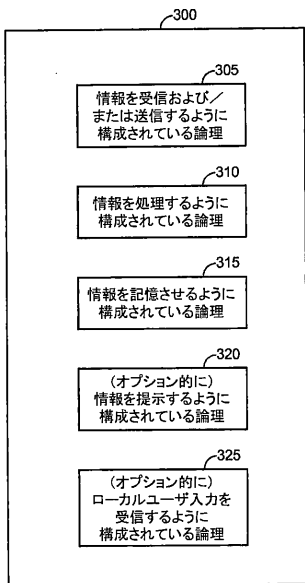


FIG. 3

【 図 4 】

図 4

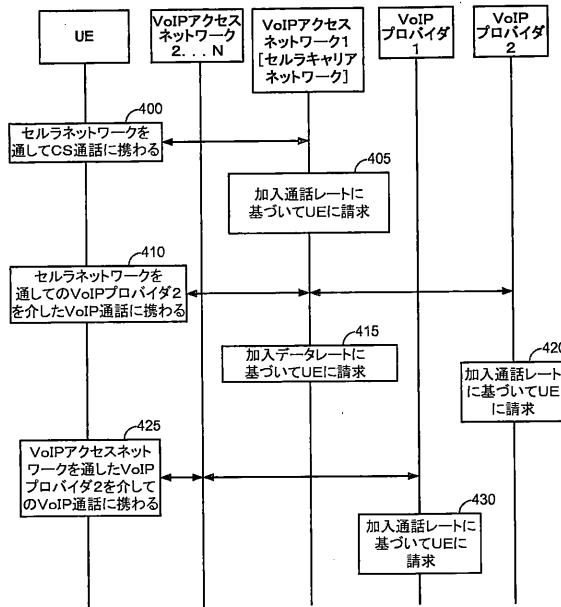


FIG. 4
従来技術

【 図 5 】

図 5

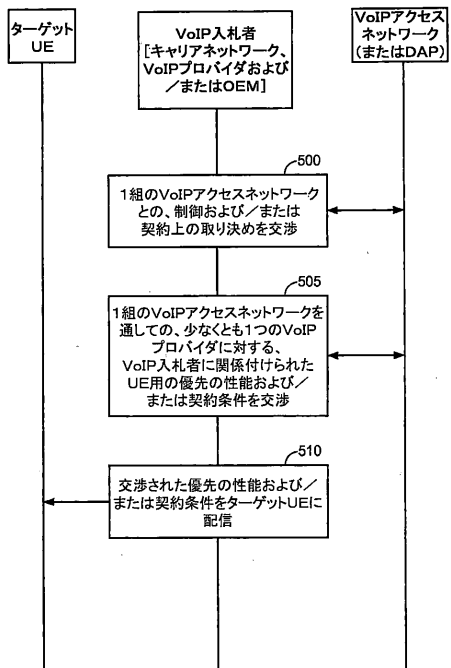


FIG. 5

【 図 6 】

図 6

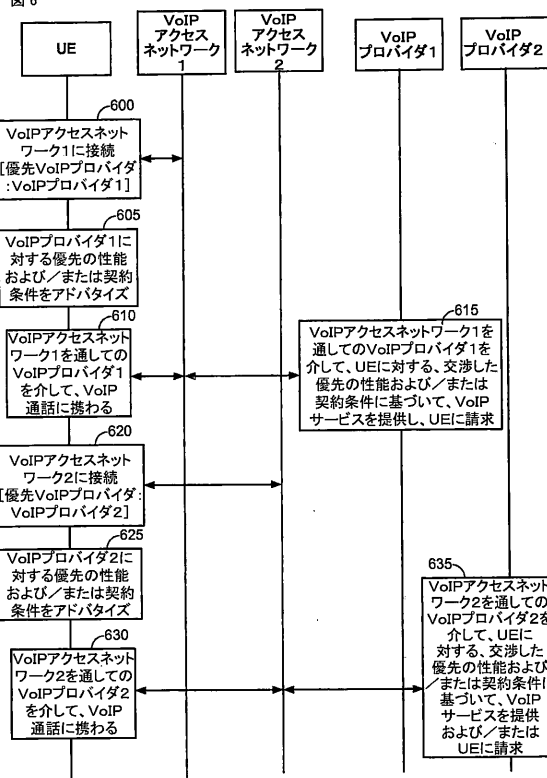


FIG. 6

【 図 7 A 】

図 7A

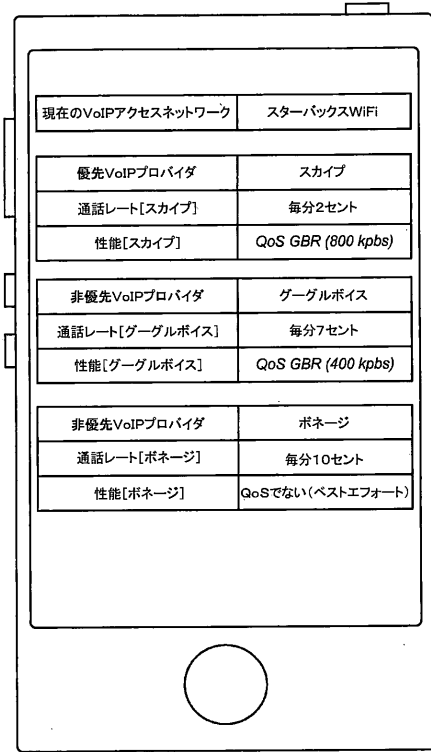


FIG. 7A

【 図 7 B 】

図 7B

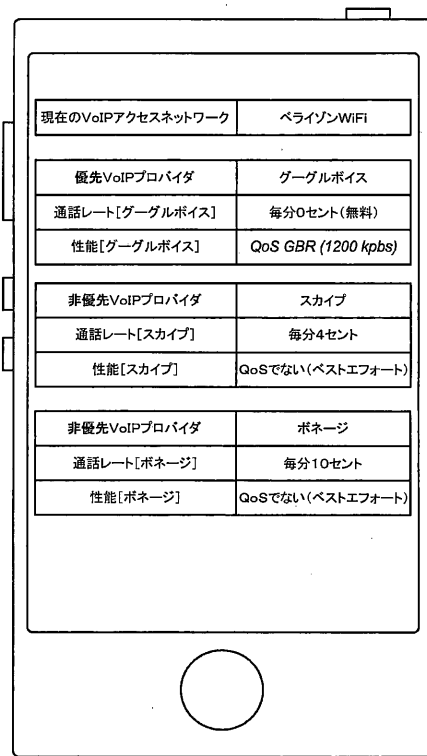


FIG. 7B

【 図 8 A 】

図 8A

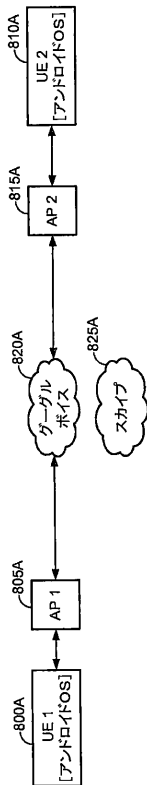


FIG. 8A
従来技術

【 図 8 B 】

図 8B

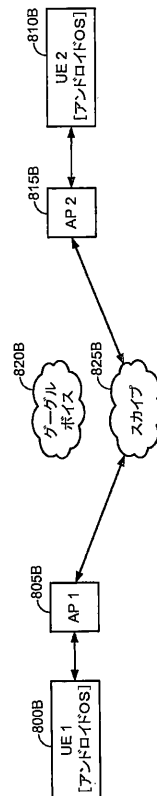


FIG. 8B

【手続補正書】【提出日】平成28年3月24日(2016.3.24)【手続補正1】【補正対象書類名】特許請求の範囲【補正対象項目名】全文【補正方法】変更【補正の内容】【特許請求の範囲】【請求項1】

複数のボイスオーバーインターネットプロトコル(VoIP)プロバイダによって提供される複数VoIPサービスに加入するユーザ機器(UE)を動作させる方法において、

第1の組のVoIPアクセスネットワークを通したVoIP通話に携わるための、第1の組の交渉された優先の性能および/または契約条件を、前記UEのプロセッサにより受信することと、

前記第1の組の交渉された優先の性能および/または契約条件に基づいて、前記複数のVoIPプロバイダのうちの第1のVoIPプロバイダを、前記第1の組のVoIPアクセスネットワークに対する優先VoIPプロバイダとして、前記UEのプロセッサにより関係付けることと、

前記UEが、前記第1の組のVoIPアクセスネットワークのうちの第1のVoIPアクセスネットワークに接続されていると、前記UEのプロセッサにより決定することと、

前記UEが前記第1のVoIPアクセスネットワークに接続されていると決定することに応答して、前記第1のVoIPアクセスネットワークに関係付けられている前記優先VoIPプロバイダを使用して、前記UEのプロセッサにより、前記第1のVoIPアクセスネットワークを通したVoIP通話に携わることを含む方法。

【請求項2】

前記UEが前記第1のVoIPアクセスネットワークに接続されていると決定することに応答して、前記第1のVoIPアクセスネットワークを通して前記第1のVoIPプロバイダを介して前記UEに利用可能である、前記第1の組の交渉された優先の性能および/または契約条件を、前記UEのプロセッサにより、前記UEのユーザに対して提示することをさらに含む請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記第1の組の交渉された優先の性能および/または契約条件を、前記UEが加入するセルラキャリアと、前記UEが加入する所定のVoIPアクセスネットワークと、前記UEのオリジナル機器製造者(OEM)とのうちの1つ以上間で交渉する請求項1記載の方法。

【請求項4】

前記UEが前記第1のVoIPアクセスネットワークに接続されていると決定することに応答して、前記第1のVoIPアクセスネットワークを通して前記第1のVoIPプロバイダを介して前記UEに利用可能である、前記第1の組の交渉された優先の性能および/または契約条件を、前記UEのプロセッサにより、前記UEのユーザに対して提示することは、1つ以上の他のVoIPプロバイダに関係付けられた1つ以上の他の組の性能および/または契約条件と関係付けて、前記第1の組の交渉された優先の性能および/または契約条件を、前記UEのプロセッサにより提示する請求項2記載の方法。

【請求項5】

第2の組のVoIPアクセスネットワークを通したVoIP通話に携わるための、第2の組の交渉された優先の性能および/または契約条件を、前記UEのプロセッサにより受信することと、

前記第2の組の交渉された優先の性能および/または契約条件に基づいて、前記複数のVoIPプロバイダのうちの第2のVoIPプロバイダを、前記第2の組のVoIPアクセスネットワークに対する優先VoIPプロバイダとして、前記UEのプロセッサにより

関係付けることと、

前記 UE が、前記第 2 の組の V o I P アクセスネットワークに属する第 2 の V o I P アクセスネットワークに接続されていると、前記 UE のプロセッサにより決定することと、前記 UE が前記第 2 の V o I P アクセスネットワークに接続されていると決定することに
応答して、前記第 2 の V o I P アクセスネットワークを通して前記第 2 の V o I P プロバイダを介して前記 UE に利用可能である、第 2 の組の交渉された優先の性能および / または契約条件を、前記 UE のプロセッサにより、前記 UE のユーザに対して提示することとをさらに含む請求項 2 記載の方法。

【請求項 6】

前記第 1 の組の交渉された優先の性能および / または契約条件は、第 1 のレベルのサービス品質 (Q o S) を含み、

前記第 2 の組の交渉された優先の性能および / または契約条件は、前記第 1 のレベルの Q o S とは異なる第 2 のレベルの Q o S を含む請求項 5 記載の方法。

【請求項 7】

前記第 1 のレベルの Q o S は前記第 2 のレベルの Q o S よりも高く、

前記第 1 の組の V o I P アクセスネットワークは、W i F i ベースの V o I P アクセスネットワークに関係付けられており、

前記第 2 の組の V o I P アクセスネットワークは、セルラベースの V o I P アクセスネットワークに関係付けられている請求項 6 記載の方法。

【請求項 8】

前記 UE が前記第 1 の V o I P アクセスネットワークに接続されている間、前記 V o I P 通話を開始する、前記 UE のユーザによる試行を、前記 UE のプロセッサにより検出することをさらに含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 9】

前記提示することは、前記 UE が前記第 1 の V o I P アクセスネットワークに接続されている間、前記 V o I P 通話を開始する、前記 UE のユーザによる試行を、前記 UE のプロセッサにより検出することに応答して実行される請求項 2 記載の方法。

【請求項 10】

前記 UE が前記第 1 の V o I P アクセスネットワークを通して動作している間、前記第 1 の V o I P プロバイダが前記 UE に対する前記優先 V o I P プロバイダであることに基づいて、前記検出に応答して、前記第 1 の V o I P プロバイダを通して取り次がれる前記 V o I P 通話を管理するように構成されている V o I P クライアントアプリケーションが自動的に起動される請求項 8 記載の方法。

【請求項 11】

前記提示することは、ユーザ選択可能なアイコンとともに、前記第 1 の組の交渉された優先の性能および / または契約条件を提示し、前記ユーザ選択可能なアイコンは、前記第 1 の V o I P プロバイダを通して取り次がれる前記 V o I P 通話を管理するように構成されている V o I P クライアントアプリケーションを起動するように構成されている請求項 2 記載の方法。

【請求項 12】

前記第 1 の組の交渉された優先の性能および / または契約条件は、前記第 1 の V o I P プロバイダによる減少された V o I P 請求レート、セルラキャリアネットワークによる減少されたデータレート課金および / またはサービス品質 (Q o S) を含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 13】

前記第 1 の組の V o I P アクセスネットワークは、(i) 前記 UE が加入するセルラキャリアネットワーク、(i i) 前記 UE のオリジナル機器製造者 (O E M)、または、(i i i) 前記第 1 の V o I P プロバイダ、により制御される、および / または、との契約上の合意のもとで制御される、V o I P アクセスネットワークに対応する請求項 1 記載の方法。

【請求項 14】

前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークは、W i F iネットワークおよび/または広域ネットワーク(W A N)ネットワークを含む請求項1記載の方法。

【請求項 15】

前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークは、セルラキャリアの無線アクセスネットワークの非ローミング部分に対応し、

前記セルラキャリアの無線アクセスネットワークのローミング部分に対応する第2の組のV o I Pアクセスネットワークは、前記第1の組の交渉された優先の性能および/または契約条件に関係付けられていない請求項1記載の方法。

【請求項 16】

複数のボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)サービスにアクセスするように構成されているユーザ機器(U E)を動作させる方法において、

交渉手順に応答して、複数の優先V o I P機会を示すデータを、U Eのプロセッサにより受信することと、

前記受信された複数の優先V o I P機会を、前記U Eのプロセッサにより記憶させ、前記複数の優先V o I P機会のそれぞれは、所定のデータアクセスプロバイダと、関係付けられたV o I Pサービスと、前記所定のデータアクセスプロバイダを介して前記関係付けられたV o I Pサービスを利用するために利用可能である条件とを示すことと、

前記U Eが第1のデータアクセスプロバイダに接続されていると、前記U Eのプロセッサにより決定することと、

前記決定に応答して、前記第1のデータアクセスプロバイダを示す少なくとも1つの優先V o I P機会を、前記U Eのプロセッサにより識別することと、

前記U Eが前記第1のデータアクセスプロバイダに接続されている間に、少なくとも、前記識別された少なくとも1つの優先V o I P機会に関係付けられたV o I Pサービスを介して利用可能である前記識別された少なくとも1つの優先V o I P機会によって示される前記条件を、前記U Eのプロセッサにより、前記U Eのユーザに対して提示することを含む方法。

【請求項 17】

前記提示することは、前記第1のデータアクセスプロバイダを介して前記U Eに利用可能である少なくとも1つの他のV o I Pサービスに関係付けられた少なくとも1つの追加の1組の条件を、前記U Eのプロセッサにより、前記U Eのユーザに対して提示することをさらに含む請求項16記載の方法。

【請求項 18】

前記少なくとも1つの他のV o I Pサービスは、前記複数の優先V o I P機会のうちの少なくとも1つの中の前記第1のデータアクセスプロバイダに関係付けられている請求項17記載の方法。

【請求項 19】

前記少なくとも1つの他のV o I Pサービスは、前記複数の優先V o I P機会のうちの少なくとも1つの中の前記第1のデータアクセスプロバイダに関係付けられていない請求項17記載の方法。

【請求項 20】

前記U Eが第2のデータアクセスプロバイダに接続されていると、前記U Eのプロセッサにより決定することと、

前記U Eが第2のデータアクセスプロバイダに接続されているとの決定に応答して、前記第2のデータアクセスプロバイダを示す1つ以上の優先V o I P機会を、前記U Eのプロセッサにより識別することと、

前記第2のデータアクセスプロバイダに接続されている間に、少なくとも、前記識別された1つ以上の優先V o I P機会に関係付けられた第2のV o I Pサービスを利用することを前記ユーザが選択する場合に利用可能である前記識別された1つ以上の優先V o I P機会によって示される前記条件を、前記U Eのプロセッサにより、前記U Eのユーザに対

して提示することとをさらに含む請求項 1 6 記載の方法。

【請求項 2 1】

複数のボイスオーバーインターネットプロトコル (V o I P) プロバイダによって提供される複数 V o I P サービスに加入するユーザ機器 (U E) において、

第 1 の組の V o I P アクセスネットワークを通した V o I P 通話に携わるための、第 1 の組の交渉された優先の性能および / または契約条件を受信する手段と、

前記第 1 の組の交渉された優先の性能および / または契約条件に基づいて、前記複数の V o I P プロバイダのうちの第 1 の V o I P プロバイダを、前記第 1 の組の V o I P アクセスネットワークに対する優先 V o I P プロバイダとして関係付ける手段と、

前記 U E が、前記第 1 の組の V o I P アクセスネットワークのうちの第 1 の V o I P アクセスネットワークに接続されていると決定する手段と、

前記 U E が前記第 1 の V o I P アクセスネットワークに接続されていると決定することに応答して、前記第 1 の V o I P アクセスネットワークに関係付けられている前記優先 V o I P プロバイダを使用して、前記第 1 の V o I P アクセスネットワークを通した V o I P 通話に携わる手段とを具備する U E 。

【請求項 2 2】

複数のボイスオーバーインターネットプロトコル (V o I P) サービスにアクセスするように構成されているユーザ機器 (U E) において、

交渉手順に応答して、複数の優先 V o I P 機会を示すデータを受信する手段と、

前記受信された複数の優先 V o I P 機会を記憶し、前記複数の優先 V o I P 機会のそれぞれは、所定のデータアクセスプロバイダと、関係付けられた V o I P サービスと、前記所定のデータアクセスプロバイダを介して前記関係付けられた V o I P サービスを利用するために利用可能である条件とを示す手段と、

前記 U E が第 1 のデータアクセスプロバイダに接続されていると決定する手段と、

前記決定に応答して、前記第 1 のデータアクセスプロバイダを示す少なくとも 1 つの優先 V o I P 機会を識別する手段と、

前記 U E が前記第 1 のデータアクセスプロバイダに接続されている間に、少なくとも、前記識別された少なくとも 1 つの優先 V o I P 機会に関係付けられた V o I P サービスを介して利用可能である前記識別された少なくとも 1 つの優先 V o I P 機会によって示される前記条件を、前記 U E のユーザに対して提示する手段とを具備する U E 。

【請求項 2 3】

複数のボイスオーバーインターネットプロトコル (V o I P) プロバイダによって提供される複数 V o I P サービスに加入するユーザ機器 (U E) において、

メモリと、

前記メモリに結合されているプロセッサとを具備し、

前記プロセッサは、プロセッサ実行可能な命令により、

第 1 の組の V o I P アクセスネットワークを通した V o I P 通話に携わるための、第 1 の組の交渉された優先の性能および / または契約条件を受信することと、

前記第 1 の組の交渉された優先の性能および / または契約条件に基づいて、前記複数の V o I P プロバイダのうちの第 1 の V o I P プロバイダを、前記第 1 の組の V o I P アクセスネットワークに対する優先 V o I P プロバイダとして関係付けることと、

前記 U E が、前記第 1 の組の V o I P アクセスネットワークのうちの第 1 の V o I P アクセスネットワークに接続されていると決定することと、

前記 U E が前記第 1 の V o I P アクセスネットワークに接続されていると決定することに応答して、前記第 1 の V o I P アクセスネットワークに関係付けられている前記優先 V o I P プロバイダを使用して、前記第 1 の V o I P アクセスネットワークを通した V o I P 通話に携わることを含む動作を実行するように構成されている U E 。

【請求項 2 4】

複数のボイスオーバーインターネットプロトコル (V o I P) サービスにアクセスするように構成されているユーザ機器 (U E) において、

メモリと、

前記メモリに結合されているプロセッサとを具備し、

前記プロセッサは、プロセッサ実行可能な命令により、

交渉手順に应答して、複数の優先V o I P機会を示すデータを受信することと、

前記複数の優先V o I P機会を記憶し、前記複数の優先V o I P機会のそれぞれは、所定のデータアクセスプロバイダと、関係付けられたV o I Pサービスと、前記所定のデータアクセスプロバイダを介して前記関係付けられたV o I Pサービスを利用するために利用可能である条件とを示すことと、

前記UEが第1のデータアクセスプロバイダに接続されていると決定することと、

前記決定に应答して、前記第1のデータアクセスプロバイダを示す少なくとも1つの優先V o I P機会を識別することと、

前記UEが前記第1のデータアクセスプロバイダに接続されている間に、少なくとも、前記識別された少なくとも1つの優先V o I P機会に関係付けられたV o I Pサービスを介して利用可能である前記識別された少なくとも1つの優先V o I P機会によって示される前記条件を、前記UEのユーザに対して提示することを含む動作を実行するように構成されているUE。

【請求項25】

その上に記憶されているプロセッサ実行可能な命令を含む非一時的コンピュータ読取可能媒体において、

前記プロセッサ実行可能な命令は、複数のボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)プロバイダによって提供される複数V o I Pサービスに加入するユーザ機器(UE)のプロセッサに、

第1の組のV o I Pアクセスネットワークを通したV o I P通話に携わるための、第1の組の交渉された優先の性能および/または契約条件を受信することと、

前記第1の組の交渉された優先の性能および/または契約条件に基づいて、前記複数のV o I Pプロバイダのうちの第1のV o I Pプロバイダを、前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークに対する優先V o I Pプロバイダとして関係付けることと、

前記UEが、前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークのうちの第1のV o I Pアクセスネットワークに接続されていると決定することと、

前記UEが前記第1のV o I Pアクセスネットワークに接続されていると決定することとに应答して、前記第1のV o I Pアクセスネットワークに関係付けられた前記優先V o I Pプロバイダを使用して、前記第1のV o I Pアクセスネットワークを通したV o I P通話に携わることを含む動作を実行させるように構成されている非一時的コンピュータ読取可能媒体。

【請求項26】

その上に記憶されているプロセッサ実行可能な命令を含む非一時的コンピュータ読取可能媒体において、

前記プロセッサ実行可能な命令は、複数のボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)サービスにアクセスするように構成されているユーザ機器(UE)のプロセッサに、

交渉手順に应答して、複数の優先V o I P機会を示すデータを受信することと、

前記複数の優先V o I P機会を記憶し、前記複数の優先V o I P機会のそれぞれは、所定のデータアクセスプロバイダと、関係付けられたV o I Pサービスと、前記所定のデータアクセスプロバイダを介して前記関係付けられたV o I Pサービスを利用するために利用可能である条件とを示すことと、

前記UEが第1のデータアクセスプロバイダに接続されていると決定することと、

前記決定に应答して、前記第1のデータアクセスプロバイダを示す少なくとも1つの優先V o I P機会を識別することと、

前記UEが前記第1のデータアクセスプロバイダに接続されている間に、少なくとも、前記識別された少なくとも1つの優先V o I P機会に関係付けられたV o I Pサービスを

介して利用可能である前記識別された少なくとも1つの優先V o I P機会によって示される前記条件を、前記U Eのユーザに対して提示することを含む動作を実行させるように構成されている非一時的コンピュータ読取可能媒体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

[0063]

上述の開示は、本発明の例示的な実施形態を示しているが、添付した特許請求の範囲によって規定したような本発明の範囲から逸脱することなく、ここでさまざまな変更および改良することができることに、留意すべきである。ここで説明した本発明の実施形態にしたがった機能、方法クレームのステップおよび/またはアクションは、何らかの特定の順序で実行される必要はない。さらに、本発明の要素は単数形で説明され、または、特許請求の範囲に説明されているが、単数形に対する限定が明示的に述べられない限り、複数形を企図している。

以下に、本願出願時の特許請求の範囲に記載された発明を付記する。

[1] 複数のボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)プロバイダによって提供される複数V o I Pサービスに加入するユーザ機器(U E)を動作させる方法において、

前記U Eが第1の組のV o I Pアクセスネットワークを通して動作している間、前記複数のV o I Pプロバイダのうちの第1のV o I Pプロバイダを、前記U Eに対する優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして関係付けることを含み、

前記第1のV o I Pプロバイダは、V o I P入札エンティティ、前記第1のV o I Pプロバイダおよび/または前記第1の組のV o I Pアクセスネットワーク間の交渉を介して、前記V o I P入札エンティティによって、前記優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして確立され、

前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークは、前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークを通して前記U EにV o I Pサービスを提供するように構成されている1つ以上の他のV o I Pプロバイダと比較して、前記第1のV o I Pプロバイダを介して前記U EにV o I Pサービスを提供するための第1の組の優先の性能および/または契約条件に関係付けられている方法。

[2] 前記U Eが、前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークに属する第1のV o I Pアクセスネットワークに接続されていると決定することと、

前記U Eが前記第1のV o I Pアクセスネットワークに接続されていると決定することに応答して、前記第1のV o I Pアクセスネットワークを通して前記第1のV o I Pプロバイダを介して前記U Eに利用可能である、前記第1の組の優先の性能および/または契約条件を、前記U Eのユーザに対してアドバイズすることとをさらに含む請求項1記載の方法。

[3] 前記V o I P入札エンティティは、前記第1のV o I Pプロバイダ、前記U Eが加入するセルラキャリア、前記U Eが加入する所定のV o I Pアクセスネットワークおよび/または前記U Eのオリジナル機器製造者(O E M)に対応する請求項2記載の方法。

[4] 前記アドバイズすることは、前記1つ以上の他のV o I Pプロバイダに関係付けられた1つ以上の他の組の性能および/または契約条件と関係付けて、前記第1の組の優先の性能および/または契約条件をアドバイズする請求項2記載の方法。

[5] 前記U Eが第2の組のV o I Pアクセスネットワークを通して動作している間、前記複数のV o I Pプロバイダのうちの第2のV o I Pプロバイダを、前記U Eに対する前記優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして関係付けることと、

前記U Eが、前記第2の組のV o I Pアクセスネットワークに属する第2のV o I Pア

クセスネットワークに接続されていると決定することと、

前記UEが前記第2のVoIPアクセスネットワークに接続されていると決定することに
応答して、前記第2のVoIPアクセスネットワークを通して前記第2のVoIPプロ
バイダを介して前記UEに利用可能である、第2の組の優先の性能および/または契約条
件を、前記UEのユーザに対してアドバタイズすることとをさらに含み、

前記第2のVoIPプロバイダは、別のVoIP入札エンティティ、前記第2のVoIP
プロバイダおよび/または前記第2の組のVoIPアクセスネットワーク間の交渉を介
して、前記別のVoIP入札エンティティによって、前記優先またはデフォルトVoIP
プロバイダとして確立され、

前記第2の組のVoIPアクセスネットワークは、前記第2の組のVoIPアクセスネ
ットワークを通して前記UEにVoIPサービスを提供するように構成されている少なく
とも1つの他のVoIPプロバイダと比較して、前記第2のVoIPプロバイダを介して
前記UEにVoIPサービスを提供するための前記第2の組の優先の性能および/または
契約条件に関係付けられている請求項2記載の方法。

[6] 前記第1の組の優先の性能および/または契約条件は、第1のレベルのサービ
品質(QoS)を含み、

前記第2の組の優先の性能および/または契約条件は、前記第1のレベルのQoSとは
異なる第2のレベルのQoSを含む請求項5記載の方法。

[7] 前記第1のレベルのQoSは前記第2のレベルのQoSよりも高く、

前記第1の組のVoIPアクセスネットワークは、Wi-FiベースのVoIPアクセス
ネットワークに関係付けられており、

前記第2の組のVoIPアクセスネットワークは、セルラベースのVoIPアクセスネ
ットワークに関係付けられている請求項6記載の方法。

[8] 前記UEが前記第1のVoIPアクセスネットワークに接続されている間、Vo
IP通話を開始する、前記UEのユーザによる試行を検出することをさらに含む請求項2
記載の方法。

[9] 前記アドバタイズすることは、前記検出に
応答して実行される請求項8記載の方
法。

[10] 前記UEが前記第1のVoIPアクセスネットワークを通して動作している間
、前記第1のVoIPプロバイダが前記UEに対する前記優先またはデフォルトVoIP
プロバイダであることに基づいて、前記検出に
応答して、前記第1のVoIPプロバイダ
を通して取り次されるVoIP通話を管理するように構成されているVoIPクライアン
トアプリケーションが自動的に起動される請求項8記載の方法。

[11] 前記アドバタイズすることは、ユーザ選択可能なアイコンとともに、前記第1
の組の優先の性能および/または契約条件を提示し、前記ユーザ選択可能なアイコンは、
前記ユーザによって選択される場合、前記第1のVoIPプロバイダを通して取り次され
るVoIP通話を管理するように構成されているVoIPクライアントアプリケーション
を起動する請求項2記載の方法。

[12] 前記第1の組の優先の性能および/または契約条件は、前記第1のVoIPプ
ロバイダによる減少されたVoIP請求レート、セルラキャリアネットワークによる減少
されたデータレート課金および/またはサービス品質(QoS)を含む請求項1記載の方
法。

[13] 前記第1の組のVoIPアクセスネットワークは、(i)前記UEが加入する
セルラキャリアネットワーク、(ii)前記UEのOEM、または、(iii)前記第1
のVoIPプロバイダ、により制御される、および/または、との契約上の合意のもとで
制御される、VoIPアクセスネットワークに対応する請求項1記載の方法。

[14] 前記第1の組のVoIPアクセスネットワークは、Wi-Fiネットワークおよ
び/または広域ネットワーク(WAN)ネットワークを含む請求項1記載の方法。

[15] 前記第1の組のVoIPアクセスネットワークは、セルラキャリアの無線アク
セスネットワークの非ローミング部分に対応し、

前記セルラキャリアの無線アクセスネットワークのローミング部分に対応する第2の組のV o I Pアクセスネットワークは、前記第1の組の優先の性能および/または契約条件に関係付けられていない請求項1記載の方法。

[16] ボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)入札エンティティを動作させる方法において、

所定のV o I Pプロバイダおよび/または1組のV o I Pアクセスネットワークと交渉して、前記所定のV o I Pプロバイダを前記1組のV o I Pアクセスネットワークに対する優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして確立することを含み、

前記1組のV o I Pアクセスネットワークは、前記1組のV o I Pアクセスネットワークを通して1組のユーザ機器(U E)にV o I Pサービスを提供するように構成されている1つ以上の他のV o I Pプロバイダと比較して、前記所定のV o I Pプロバイダを介して前記1組のU EにV o I Pサービスを提供するための1組の優先の性能および/または契約条件に関係付けられている方法。

[17] 前記1組のU Eに対して、前記1組の優先の性能および/または契約条件を配信することをさらに含む請求項16記載の方法。

[18] 前記配信することは、前記1組のU Eの製造中に生じる請求項17記載の方法

。
[19] 前記配信することは、前記1組のU Eが配備された後に生じる請求項17記載の方法。

[20] 前記V o I P入札エンティティは、前記所定のV o I Pプロバイダ、前記1組のU Eが加入するセルラキャリアネットワーク、前記1組のU Eが加入する所定のV o I Pアクセスネットワークおよび/または前記1組のU Eのオリジナル機器製造者(O E M)に対応する請求項16記載の方法。

[21] 前記1組の優先の性能および/または契約条件は、前記所定のV o I Pプロバイダによる減少されたV o I P請求レート、セルラキャリアネットワークによる減少されたデータレート課金および/またはサービス品質(Q o S)を含む請求項16記載の方法

。
[22] 前記1組のV o I Pアクセスネットワークは、W i F iネットワークおよび/または広域ネットワーク(W A N)ネットワークを含む請求項16記載の方法。

[23] 前記1組のV o I Pアクセスネットワークは、(i)前記1組のU Eによって加入されるセルラキャリアネットワーク、(i i)前記1組のU EのO E M、または、(i i i)前記所定のV o I Pプロバイダ、により制御される、および/または、との契約上の合意のもとで制御される、V o I Pアクセスネットワークに対応する請求項16記載の方法。

[24] 前記1組のV o I Pアクセスネットワークは、セルラキャリアの無線アクセスネットワークの非ローミング部分に対応し、

前記セルラキャリアの無線アクセスネットワークのローミング部分に対応する異なる組のV o I Pアクセスネットワークは、前記1組の優先の性能および/または契約条件に関係付けられていない請求項16記載の方法。

[25] 複数のボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)サービスにアクセスするように構成されているユーザ機器(U E)を動作させる方法において、

複数の優先V o I P機会を記憶させ、前記複数の優先V o I P機会のそれぞれは、所定のデータアクセスプロバイダと、関係付けられたV o I Pサービスと、前記所定のデータアクセスプロバイダを介して前記関係付けられたV o I Pサービスを利用するために利用可能な条件とを示すことと、

前記U Eが第1のデータアクセスプロバイダに接続されていると決定することと、

前記決定に回答して、前記第1のデータアクセスプロバイダを示す少なくとも1つの優先V o I P機会を識別することと、

前記第1のデータアクセスプロバイダに接続されている間に、前記識別された少なくとも1つの優先V o I P機会に関係付けられたV o I Pサービスを利用することをユーザが

選択する場合、少なくとも、利用可能な前記識別された少なくとも1つの優先V o I P機会によって示される前記条件を、前記U Eのユーザに対して提示することを含む方法。

[2 6] 前記提示することは、前記第1のデータアクセスプロバイダを介して前記U Eに利用可能である少なくとも1つの他のV o I Pサービスに関係付けられた少なくとも1つの追加の1組の条件を、前記U Eのユーザに対して提示することさらに含む請求項25記載の方法。

[2 7] 前記少なくとも1つの他のV o I Pサービスは、前記複数のV o I P機会のうちの少なくとも1つの中の前記第1のデータアクセスプロバイダに関係付けられている請求項26記載の方法。

[2 8] 前記少なくとも1つの他のV o I Pサービスは、前記複数のV o I P機会のうちの少なくとも1つの中の前記第1のデータアクセスプロバイダに関係付けられていない請求項26記載の方法。

[2 9] 前記U Eが第2のデータアクセスプロバイダに接続されていると決定することと、

前記U Eが第2のデータアクセスプロバイダに接続されているとの決定に応答して、前記第2のデータアクセスプロバイダを示す1つ以上の優先V o I P機会を識別することと

前記第2のデータアクセスプロバイダに接続されている間に、前記識別された1つ以上の優先V o I P機会に関係付けられたV o I Pサービスを利用することを前記ユーザが選択する場合、少なくとも、利用可能な前記識別された少なくとも1つの優先V o I P機会によって示される前記条件を、前記U Eのユーザに対して提示することとをさらに含む請求項25記載の方法。

[3 0] 複数のボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)プロバイダによって提供される複数V o I Pサービスに加入するユーザ機器(U E)において、

前記U Eが第1の組のV o I Pアクセスネットワークを通して動作している間、前記複数のV o I Pプロバイダのうちの第1のV o I Pプロバイダを、前記U Eに対する優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして関係付ける手段と、

前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークに接続する手段とを具備し、

前記第1のV o I Pプロバイダは、V o I P入札エンティティ、前記第1のV o I Pプロバイダおよび/または前記第1の組のV o I Pアクセスネットワーク間の交渉を介して、前記V o I P入札エンティティによって、前記優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして確立され、

前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークは、前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークを通して前記U EにV o I Pサービスを提供するように構成されている1つ以上の他のV o I Pプロバイダと比較して、前記第1のV o I Pプロバイダを介して前記U EにV o I Pサービスを提供するための第1の組の優先の性能および/または契約条件に関係付けられているU E。

[3 1] ボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)入札エンティティにおいて、

前記V o I P入札エンティティ、所定のV o I Pプロバイダおよび/または1組のV o I Pアクセスネットワーク間の通信を確立する手段と、

前記所定のV o I Pプロバイダおよび/または前記1組のV o I Pアクセスネットワークと交渉して、前記所定のV o I Pプロバイダを前記1組のV o I Pアクセスネットワークに対する優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして確立する手段とを具備し、

前記1組のV o I Pアクセスネットワークは、前記1組のV o I Pアクセスネットワークを通して1組のユーザ機器(U E)にV o I Pサービスを提供するように構成されている1つ以上の他のV o I Pプロバイダと比較して、前記所定のV o I Pプロバイダを介して前記1組のU EにV o I Pサービスを提供するための1組の優先の性能および/または契約条件に関係付けられているV o I P入札エンティティ。

[3 2] 複数のボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)サービスにアク

セスするように構成されているユーザ機器（UE）において、

複数の優先V o I P機会を記憶させ、前記複数の優先V o I P機会のそれぞれは、所定のデータアクセスプロバイダと、関係付けられたV o I Pサービスと、前記所定のデータアクセスプロバイダを介して前記関係付けられたV o I Pサービスを利用するために利用可能な条件とを示す手段と、

前記UEが第1のデータアクセスプロバイダに接続されていると決定する手段と、

前記決定に応答して、前記第1のデータアクセスプロバイダを示す少なくとも1つの優先V o I P機会を識別する手段と、

前記第1のデータアクセスプロバイダに接続されている間に、前記識別された少なくとも1つの優先V o I P機会に関係付けられたV o I Pサービスを利用することをユーザが選択する場合、少なくとも、利用可能な前記識別された少なくとも1つの優先V o I P機会によって示される前記条件を、前記UEのユーザに対して提示する手段とを具備するUE。

[3 3] 複数のボイスオーバーインターネットプロトコル（V o I P）プロバイダによって提供される複数V o I Pサービスに加入するユーザ機器（UE）において、

前記UEが第1の組のV o I Pアクセスネットワークを通して動作している間、前記複数のV o I Pプロバイダのうちの第1のV o I Pプロバイダを、前記UEに対する優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして関係付けるように構成されている論理を具備し、

前記第1のV o I Pプロバイダは、V o I P入札エンティティ、前記第1のV o I Pプロバイダおよび/または前記第1の組のV o I Pアクセスネットワーク間の交渉を介して、前記V o I P入札エンティティによって、前記優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして確立され、

前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークは、前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークを通して前記UEにV o I Pサービスを提供するように構成されている1つ以上の他のV o I Pプロバイダと比較して、前記第1のV o I Pプロバイダを介して前記UEにV o I Pサービスを提供するための第1の組の優先の性能および/または契約条件に関係付けられているUE。

[3 4] ボイスオーバーインターネットプロトコル（V o I P）入札エンティティにおいて、

所定のV o I Pプロバイダおよび/または1組のV o I Pアクセスネットワークと交渉して、前記所定のV o I Pプロバイダを前記1組のV o I Pアクセスネットワークに対する優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして確立するように構成されている論理を具備し、

前記1組のV o I Pアクセスネットワークは、前記1組のV o I Pアクセスネットワークを通して1組のユーザ機器（UE）にV o I Pサービスを提供するように構成されている1つ以上の他のV o I Pプロバイダと比較して、前記所定のV o I Pプロバイダを介して前記1組のUEにV o I Pサービスを提供するための1組の優先の性能および/または契約条件に関係付けられているV o I P入札エンティティ。

[3 5] 複数のボイスオーバーインターネットプロトコル（V o I P）サービスにアクセスするように構成されているユーザ機器（UE）において、

複数の優先V o I P機会を記憶させるように構成され、前記複数の優先V o I P機会のそれぞれは、所定のデータアクセスプロバイダと、関係付けられたV o I Pサービスと、前記所定のデータアクセスプロバイダを介して前記関係付けられたV o I Pサービスを利用するために利用可能な条件とを示す論理と、

前記UEが第1のデータアクセスプロバイダに接続されていると決定するように構成されている論理と、

前記決定に応答して、前記第1のデータアクセスプロバイダを示す少なくとも1つの優先V o I P機会を識別するように構成されている論理と、

前記第1のデータアクセスプロバイダに接続されている間に、前記識別された少なくとも

も1つの優先V o I P機会に関係付けられたV o I Pサービスを利用することをユーザが選択する場合、少なくとも、利用可能な前記識別された少なくとも1つの優先V o I P機会によって示される前記条件を、前記UEのユーザに対して提示するように構成されている論理とを具備するUE。

[3 6] その上に記憶されている命令を含む非一時的コンピュータ読取可能媒体において、

複数のボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)プロバイダによって提供される複数V o I Pサービスに加入するユーザ機器(UE)によって実行されるとき、命令は前記UEに動作を実行させ、

前記命令は、

前記UEに、前記UEが第1の組のV o I Pアクセスネットワークを通して動作している間、前記複数のV o I Pプロバイダのうちの第1のV o I Pプロバイダを、前記UEに対する優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして関係付けさせる少なくとも1つの命令を含み、

前記第1のV o I Pプロバイダは、V o I P入札エンティティ、前記第1のV o I Pプロバイダおよび/または前記第1の組のV o I Pアクセスネットワーク間の交渉を介して、前記V o I P入札エンティティによって、前記優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして確立され、

前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークは、前記第1の組のV o I Pアクセスネットワークを通して前記UEにV o I Pサービスを提供するように構成されている1つ以上の他のV o I Pプロバイダと比較して、前記第1のV o I Pプロバイダを介して前記UEにV o I Pサービスを提供するための第1の組の優先の性能および/または契約条件に関係付けられている非一時的コンピュータ読取可能媒体。

[3 7] その上に記憶されている命令を含む非一時的コンピュータ読取可能媒体において、

ボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)入札エンティティによって実行されるとき、命令は前記V o I P入札エンティティに動作を実行させ、

前記命令は、

前記V o I P入札エンティティに、所定のV o I Pプロバイダおよび/または1組のV o I Pアクセスネットワークと交渉して、前記所定のV o I Pプロバイダを前記1組のV o I Pアクセスネットワークに対する優先またはデフォルトV o I Pプロバイダとして確立させる少なくとも1つの命令を含み、

前記1組のV o I Pアクセスネットワークは、前記1組のV o I Pアクセスネットワークを通して1組のユーザ機器(UE)にV o I Pサービスを提供するように構成されている1つ以上の他のV o I Pプロバイダと比較して、前記所定のV o I Pプロバイダを介して前記1組のUEにV o I Pサービスを提供するための1組の優先の性能および/または契約条件に関係付けられている非一時的コンピュータ読取可能媒体。

[3 8] その上に記憶されている命令を含む非一時的コンピュータ読取可能媒体において、

複数のボイスオーバーインターネットプロトコル(V o I P)サービスにアクセスするように構成されているユーザ機器(UE)によって実行されるとき、命令は前記UEに動作を実行させ、

前記命令は、

前記UEに、複数の優先V o I P機会を記憶させるための少なくとも1つの命令、前記複数の優先V o I P機会のそれぞれは、所定のデータアクセスプロバイダと、関係付けられたV o I Pサービスと、前記所定のデータアクセスプロバイダを介して前記関係付けられたV o I Pサービスを利用するために利用可能な条件とを示すと、

前記UEに、前記UEが第1のデータアクセスプロバイダに接続されていると決定させるための少なくとも1つの命令と、

前記決定に応答して、前記UEに、前記第1のデータアクセスプロバイダを示す少なく

とも1つの優先V o I P機会を識別させるための少なくとも1つの命令と、
前記第1のデータアクセスプロバイダに接続されている間に、前記識別された少なくとも
も1つの優先V o I P機会に関係付けられたV o I Pサービスを利用することをユーザが
選択する場合、前記UEに、少なくとも、利用可能な前記識別された少なくとも1つの優
先V o I P機会によって示される前記条件を、前記UEのユーザに対して提示させるため
の少なくとも1つの命令とを含む非一時的コンピュータ読取可能媒体。

【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No PCT/US2014/022012

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER INV. H04M3/42 H04M7/00 H04M15/00 G06Q30/00 ADD.		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) H04M H04L G06Q		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) EPO-Internal, WPI Data		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 2012/250609 A1 (GEORGE RICHARD JOHN [CA] ET AL) 4 October 2012 (2012-10-04) abstract paragraph [0001] - paragraph [0002]; figures 1,2 paragraph [0008] - paragraph [0010] paragraph [0016] - paragraph [0022] paragraph [0036] - paragraph [0037] paragraph [0044] <p style="text-align: center;">----- -/--</p>	1-38
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents : "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 16 May 2014		Date of mailing of the international search report 23/05/2014
Name and mailing address of the ISA/ European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Fax: (+31-70) 340-3016		Authorized officer Molinari, Fausto

2

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No

PCT/US2014/022012

C(Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 2012/063432 A1 (HURD PRESTON [US] ET AL) 15 March 2012 (2012-03-15) abstract figures 1,2,9,10 paragraph [0003] paragraph [0006] - paragraph [0009] paragraph [0031] - paragraph [0034] paragraph [0036] - paragraph [0041] paragraph [0047] - paragraph [0050] -----	1-38
A	US 2011/082918 A1 (KARAOGUZ JEYHAN [US]) 7 April 2011 (2011-04-07) abstract figures 1,2,4 paragraph [0005] - paragraph [0006] paragraph [0015] - paragraph [0017] paragraph [0032] - paragraph [0033] paragraph [0043] - paragraph [0054] paragraph [0095] -----	1-38

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

Information on patent family members

International application No

PCT/US2014/022012

Patent document cited in search report	Publication date	Patent family member(s)	Publication date
US 2012250609	A1	04-10-2012	NONE
US 2012063432	A1	15-03-2012	US 2012063432 A1 15-03-2012 WO 2012034133 A2 15-03-2012
US 2011082918	A1	07-04-2011	NONE

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JP, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US

(特許庁注：以下のものは登録商標)

1. ウィンドウズ
2. アンドロイド

(72)発明者 メネンデズ、ホセ・ロベルト
アメリカ合衆国、カリフォルニア州 9 2 1 2 1 - 1 7 1 4、サン・ディエゴ、モアハウス・ド
ライブ 5 7 7 5

(72)発明者 クリシュナン、ラム
アメリカ合衆国、カリフォルニア州 9 2 1 2 1 - 1 7 1 4、サン・ディエゴ、モアハウス・ド
ライブ 5 7 7 5

Fターム(参考) 5K067 EE02 EE16

5K201 AA04 BB04 BC23 CA02 DA02 EA05 EA07 EB06 EC06 EC07
ED05 FA07 FB01

【要約の続き】

【選択図】図6